

平成 25 年 11 月 15 日 (金曜日)

第 9 回南三陸町議会臨時会会議録

(第 2 日目)

平成25年11月15日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	遠	藤	健	治	君

会計管理者兼出納室長	佐 藤	秀 一	君
総務課長	三 浦	清 隆	君
企画課長	阿 部	俊 光	君
町民税務課長	佐 藤	和 則	君
保健福祉課長	最 知	明 広	君
環境対策課長	千 葉	晴 敏	君
産業振興課長	佐 藤	通	君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高 橋	一 清	君
建設課長	三 浦	孝	君
危機管理課長	佐々木	三 郎	君
復興事業推進課長	及 川	明	君
復興用地課長	佐 藤	孝 志	君
復興市街地整備課長	沼 澤	広 信	君
上下水道事業所長	三 浦	源一郎	君
総合支所長 兼地域生活課長	佐 藤	広 志	君
総合支所町民福祉課長	菅 原	みよし	君
公立志津川病院事務長	横 山	孝 明	君
総務課長補佐	三 浦	浩	君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐 藤	宏 明	君

#### 教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗	君
教育総務課長	芳 賀	俊 幸	君
生涯学習課長	及 川	庄 弥	君

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	阿 部	敏 克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三 浦	勝 美

---

## 議事日程 第2号

平成25年11月15日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 発議第 9号 議会広報に関する特別委員会設置にかかる決議について
- 第 5 発議第 10号 三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会設置にかかる決議について
- 第 6 発議第 11号 議会行財政改革に関する特別委員会設置にかかる決議について
- 第 7 発議第 12号 東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議について
- 第 8 議案第 110号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 111号 教育委員会委員の任命について
- 第 10 議案第 112号 監査委員の選任について
- 第 11 議案第 87号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 88号 南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 89号 財産の取得について
- 第 14 議案第 90号 財産の取得について
- 第 15 議案第 91号 財産の取得について
- 第 16 議案第 92号 財産の取得について
- 第 17 議案第 93号 財産の取得について
- 第 18 議案第 94号 財産の取得について
- 第 19 議案第 95号 財産の取得について
- 第 20 議案第 96号 財産の取得について
- 第 21 議案第 97号 財産の取得について
- 第 22 議案第 98号 財産の取得について
- 第 23 議案第 99号 工事請負契約の締結について
- 第 24 議案第 100号 工事請負契約の締結について
- 第 25 議案第 101号 工事請負契約の締結について

- 第26 議案第102号 工事請負契約の締結について
- 第27 議案第103号 工事請負契約の締結について
- 第28 議案第104号 工事請負契約の締結について
- 第29 議案第105号 業務委託契約の締結について
- 第30 議案第106号 業務委託契約の締結について
- 第31 議案第107号 業務委託契約の締結について
- 第32 議案第108号 業務委託契約の締結について
- 第33 議案第109号 業務委託契約の締結について
- 第34 議案第113号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）
- 第35 議案第114号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36 閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第36まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。実質的な初議会ということになろうかと思いま  
す。質疑等活発に行っていただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、その際には簡明に行っていただきたいと思います。答弁に対しても同様でございます。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第  
9回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

遅刻議員、5番村岡賢一君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番及川幸子君、4番小  
野寺久幸君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

町長送付議案並びに説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案4件が提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第9回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご  
出席を賜り感謝を申し上げます。

第8回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

先月27日に執行されました南三陸町長選挙におきまして、町民皆様からの温かいご支援を賜り、引き続きこれから約4年間町政を担わせていただくことになりました。今後も町民皆様からのご意見、ご要望を十分に取り入れながら一日でも早い南三陸町の復興をなし遂げるため全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様にはよろしくご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、3期目の町政運営の所信につきましては、来月に招集を予定しております町議会定例会において改めて述べさせていただきたいと思います。

次に、今月8日に実施をいたしました名足小学校入校式についてご報告を申し上げます。

ご承知のとおり、一昨年の東日本大震災により名足小学校は壊滅的な被害を受け、校舎が使用できなくなりました。このため震災後は伊里前小学校と併設という形での学校運営をお願いしてまいりました。この間、伊里前、名足の両小学校の教職員、保護者並びに地域の皆様方には多大なるご理解とご協力をいただきました。名足小学校の教育環境の復旧・復興につきましては、一日も早い現地での再建が切望されておりました。

このたびの校舎の復旧に関しましては、各教室の配置について見直しを行ったほか、新たに避難通路も整備するなど、より一層の安全策を講じました。どうか子どもたちには一新された校舎で元気に伸び伸びと成長され、みんな仲よく、笑顔あふれる小学校生活を送っていたいと願うものであります。

次に、三笠宮家彬子女王殿下お成りについて、ご報告申し上げます。

今月12日及び13日の両日、三笠宮家彬子女王殿下が本町にお成りになりました。彬子女王殿下におかれましては、ことし9月にチリ共和国からのご招待を受け、公式訪問された際、当町に寄贈されたモアイ像の製作に尽力された関係者に敬意を表されるとともに東日本大震災による被災地への支援の御礼を述べられました。このことがきっかけとなり、モアイ像が寄贈された当町に深い関心を寄せられ、今回のお成りが実現したものであります。

初日は、沼田第一期仮設住宅において地域の皆さんとご懇談され、被災された方々にやさしくお声をかけていただきました。その後は南三陸町役場、南三陸診療所及び志津川東地区津波復興拠点整備用地造成地を視察され、2日目はモアイプロジェクトの関係者の方々とご懇談され、イースター島訪問の際の様子を楽しそうにお話されるとともに日本・チリ両国の親善がより一層進展されるよう激励をいただきました。

また、志津川中学校前の高台から旧志津川市街地をごらんいただき、被災の状況をご説明申

し上げた際には熱心に耳を傾けられ、犠牲となった多くの御靈に対し、黙礼もいただいたところであります。

次に、公立志津川病院及び公立南三陸診療所の管理者の異動について申し上げます。

前公立志津川病院院長兼南三陸診療所長である鈴木先生から一身上の都合により本年10月末日をもって退職したいとの申し出があり、これを受理いたしました。後任の院長兼所長には11月1日付の発令で櫻田先生が着任しております。

なお、前院長兼所長の鈴木先生には、次の医師のめどが立つまでの間、非常勤として週1日の診療をご協力いただくこととしております。病院の医師招聘には大変苦労をいたしておりますが、新病院開設に向けて充実した診療体制を確保できるよう努力してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時 6分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この町長の行政報告、参考資料その1. 入札結果ということの今質疑に入るわけですけれども、大分水道管のですね、工事がなされておるようあります。町のほうでも個人の水道工事に対しましての補助金、助成金等も出されておるんですけども、これは担当課長になるのかと思いますが、その助成してある町の、個人が高台移転なりいろんなことをやって、そのなにで十分に皆満たされているのかどうか、要するに100万までという金額の上限があるわけですけれども、その範囲内で大部分の事業が行われているのかどうか、足りないというところが出てきているのかどうか、100万ではおさまらないよと。要するに200万の事業費に対する2分の1補助ということで今100万まで上限で支給っていうか補助を出してるわけですけれども、それ以上にかかっているような箇所はこれまであったのかどうか。それから今後の見通しですね、それをすることによりまして、またさらなる補正なり何なり取らなきやならないというふうなことになってくるかと思うので、その見通し等もわか

っている範囲内でお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 水道の給水支援に関しましては、1件200万円以上の工事は3件ぐらいかなと思っております。3人で大体670万ぐらいかかっているような感じのところがございます。それで最高額の100万円ずつというふうな格好で支給しております。

あと、予算につきましては、まだまだ1,000万ぐらいまでもいってないような感じですので、5,000万ほど用意しておりますから十分でございます。（「今後の見通し」の声あり）

今後の見通しとしましては、徐々に減ってくるのかなと。逆にですね、高台移転が進みますからそちらのほうに、皆さん防集のほうに行くというふうな格好になると思いますから、それほど予算的にも問題はないのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、以前私も質問等でもお話しさせていただいておるんですが、今聞きますと実績といいますかね、200万以上の経費がかかったのが3件あったと。3件で670万だということでありまして、1件当たり30万ぐらいかなと。平均にしますとね、70万を割ると何ぼだ、20万か、20万ぐらいかなと。どうでしょう、町長の考え方として大体上が見えてきたんですよね。最高かかってもこれぐらいかなという、上限がですね、二百二、三十万かなと。これまでね、実績見ますと、今は200万までの事業費に対する2分の1ということになっておるんですが、この上限を外すことができんかね。例えば220万、30万かかっても、その2分の1というようなやり方、方法、これにしても大した金額にはならないんじゃないかと思うんだよね。今もお話を聞きますと5,000万ほどの予算取ってあるんだけれども徐々に減ってきて予算が余るような見通しも見えてきてるわけですからね、そういった分を実際にやられた方々に配分といいますか、かかった経費を上乗せして補助金を出すというようなやり方も一つの方法ではないかなという考えはするんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変200万超すというのは、3件ということで非常にレアケースです。その意味においては、頭を外してもということでございますので、それには今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。1ページなんんですけど、入札結果の1ページなんんですけど、入札者の中に志津川営業所という会社がありますけど、それに関してなんですが、例え

ば本社がこの町じゃないから営業所なのかどうか、1点確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ご質問の趣旨、わかりました。今回の分には旭洋設備工業志津川営業所という形でございますけれども、本社は仙台にございますので、志津川には営業所がございますので、その営業所が入札参加をしたという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その件に関しては別に問題はないんです。私お聞きしたいのは、こういった形で本社が町外にある業者さん、例えばこの1ページの一番下の部分も日幸商會さんが落札してるわけなんですけど、そこで私お聞きしたいのは、こういった本社が他町に、この町でないところにある業者が落札した場合に町の税収というんですか、最終的に聞きたいのは、もしかあとこここの従業員の方たちはそれなりの給料、賃金ですか、もらって町のためにはなる、ためになるという言い方も変な言い方なんですが、どういった町にとっての経済効果というのも変な言い方ですけど、そういった面でどのようなことが期待されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 志津川、営業所がある会社につきましては、本社からしっかりと委任を受けた形で営業所がございまして、その営業所が当町の指名参加願いを出して受注してるわけでございますので、当該工事について全く問題ございませんし、あとそこで働いていらっしゃる従業員の方、町内在住者であれば当然その収入に対しては、将来的には町県民税が賦課されますので、当町の財政に反映されてくるという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 2回終わりましたので……（発言者あり）済みません。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 済みません。じゃ3回目、今のでちょっとわかったんですけど、もう少し具体にというか、例えばなんですけど、町内の大きいホテルさん等もあって、そちらの本社が別な市なんで、そういった面での営業した分のもうけの税収みたないやつがどうなのかということで私お聞きしたいんですけど。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それにつきましては、住民税同様ですね、法人町民税という形で税収として、営業の収益によって税収があるということでございます。以上です。もちろん固定資産税等についても課税されてるというような認識でございます。（発言者あり）済みません。今資料は持っていないもんですから、済みません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、  
以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。  
以上で、行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 発議第9号 議会広報に関する特別委員会設置にかかる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、発議第9号議会広報に関する特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議会広報に関する特別委員会の設置にかかる決議についてであります。内容につきましては、ただいま事務局のほうから朗読したとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報に関する特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、後藤伸太郎君、高橋兼次君、村岡賢一君、佐藤正明君、及川幸子君、小野寺久幸君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会広報に関する特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に高橋兼次君、副委員長に後藤伸太郎君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

---

日程第5 発議第10号 三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会設置にかかる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、発議第10号三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 山内です。ただいま局長からして説明のあったとおりでございます。よろしくご理解の上、ご決定お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議第11号 議会行財政改革に関する特別委員会設置にかかる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、発議第11号議会行財政改革に関する特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議会行財政改革に関する決議であります。詳細につきましては、ただいま事務局が朗読したとおりでありますので、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 発議第12号 東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、発議第12号東日本大震災対策特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 東日本大震災の特別委員会の設置に係る決議でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番村岡賢一君が着席しております。

三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に山内孝樹君、副委員長に山内昇一君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に山内孝樹君、副委員長に後藤伸太郎君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

次に、東日本大震災対策特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長より議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に山内孝樹君、副委員長に高橋兼次君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

---

日程第8 議案第110号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第110号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員阿部美好氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

阿部氏は、あさひ幼稚園教諭、町立保育所保育園の保育士及び保育所長として40年間ご勤務

され、幼児教育の振興に大変ご尽力をされました。温厚明朗で地域住民の信望が厚く、教育関係に精通していることから教育委員会委員として適任と考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第111号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第111号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第111号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員佐々木達郎氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、その後任の委員として小畠政敏氏を任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

小畠氏は、本年3月に南三陸消防署長を最後に気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部を退職されるまで39年8ヶ月間、地域の消防・防災活動と防災教育の推進にすばらしい指導力を発揮されました。また、長年にわたり志津川小学校学校評議員として、よりよい学校づくりに貴重なご提言を寄せていただいております。

学校防災関係に高い識見を有しております、温厚明朗で高潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第112号 監査委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第112号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西條栄福君の退席を求める。

職員に議案を朗読させます。朗読は町長提出部分のみといたします。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求める。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第112号監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、監査委員の選任に当たり議会の同意をいただきたく提案するものであり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員のうちから西條栄福氏を監査委員として選任するものであります。南三陸町の監査委員として適任と思われますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

西條栄福君に申し上げます。

議案第112号監査委員の選任については、可決されましたので報告いたします。

---

日程第11 議案第87号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第88号 南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第87号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第88号南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。

以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第87号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第88号南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、町長及び副町長並びに教育委員会教育長の給料について、それぞれ町長の任期満了まで減額したいため、必要な改正を行うものであります。細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第87号と88号の細部説明をさせていただきます。議

案関係参考資料でご説明申し上げたいと思いますので、5ページをお開きください。5ページです。これは南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。

今回は、附則の第2項の給料に関する特例期間を改正する内容になります。平成18年の4月1日から佐藤町長が在任中、町長及び副町長の給料、これを10%削減、これを政策として掲げて実施してまいりました。今回も引き続き在任中削減を行うために特例期間について平成25年12月1日から平成29年11月5日まで延長するものでございます。

現行の町長の給料月額でございますが、78万9,400円、副町長は60万3,300円でございます。これを10%カットすることで、町長は71万460円、月7万8,940円の減額になります。副町長は10%カットすることで54万2,970円となりまして月6万330円の減額となります。

次に、参考資料の6ページをごらんください。町長、副町長と同様に教育長の給料についても平成18年から同様に7%削減を実施してまいりましたので、今回も同様にその特例期間について改正を行う内容になります。教育長の現行の条例月額は49万1,300円でございます。これを7%カットすることで45万6,909円となりますので、月額で3万4,391円の減額となります。したがいまして、町長、副町長及び教育長3名の1年間の減額総額につきましては、208万3,932円、この額の減額となります。

宮城県内では市町村35団体中、政策減額を実施している市町村、これは減額率はまちまちでございますが、7割以上の団体で実施してございます。いずれの市町村も条例の附則あるいは別建ての条例を制定して政策減額しておりますので、当町においても同様の対応で減額を実施する考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回も改選がありまして、また選挙で就任されたわけであります。そのことによりましてこれから任期期間を減額というような条例改正ということになります。ずっと南三陸町になられましてですね、そういった条例を改正ということでやってきたんですが、この際改正しなくてもいいような取り決めをしたほうがいいんじゃないかなと、私はそう思うんです。各市町村70%以上の市町村もそのようにしてやってるということになればだね、もともとの給料を改正される71万460円にしてしまえば、しておけば一々こうやって改正しなくとも済むんじゃないかなという感じがするんですけどもね。で、この退職関係、退

職金、その退職金は78万9,000円、これは確認ですけれども、改正前の78万9,400円を基準とした額で退職金が支払われるわけですね。これを見ますと、その任期期間中に退職した場合は、この71万460円で計算されますよという内容のものではないんですか、これは。私はそう見たんですけども、であれば最初から71万460円でしておいたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思うんですけどもね。そこには何か理由でも、大きな理由でもあるのかどうか、その辺もってお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明ありますように政策的な減額ということになっております。私もいつもこういう立場にいるわけでございませんので、将来新しい方がなったときにどういうお考えを示すかということになりますので、ある意味町長給料ということにつきましては、従来と同じような形の中で推移をして、そしてまた今回私がご提案させていただきましたように政策的な部分については、10%減額ということで進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 退職金の計算に関しましては、条例本則での給料月額となりますので、任期途中で退職なさった場合においても条例月額、本則中の現行月額で計算されるという形になります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、その本則というのが78万9,400円の額で途中退職してもやると、そういうことですか。で、町長、政策的にはわかるんですけどもね、選挙でとれれば4年間はね、で、別な方がなられたといつてもそれはそのときによってその方が考えるこことであってね、私はそれでいいと思うんですよ。足りなければ上げるべし、多ければ少なくするべし、あなたの今の、今が町長としてやってる段階においてね、毎年、毎回こうやって減額してるんですから、本則を私は71万460円にするべきであると。

といいますのはね、政策的だということでわかるんです。ところが、見る方が見るとなに報酬は、報酬は毎月減らしても退職金はもともとの本則でもらうべって直さねんだべなって、こういう見方されても仕方がないのかなと思うんですよ。であれば、私は最初からその本則を71万にすべきであるということを今話してるだけで、まあやるやらないはあなたのご自由ですけどもね。ただ、我々は今ここで議決しなければなりませんけども、私はそのほうがわかりやすく、町民の方々にも説得することができる、納得できる、することができるのかなという感じで今話しさせてもらったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回ご提案させていただいたのは、私の考え方ということで議員の皆さん方にご提案をさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。今回の町長の減額とはちょっとあれなんで、関連でお聞きしたいんですけど、この庁舎内で同じ働いてて非正規の雇用の方たちが大分いると思うんですけど、その方たちは大体幾らぐらいで働いてるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 非正規という職員はおりませんので、全員きちんとした形で任用はしてございますが、議員のご質問の趣旨はどういった内容……（「臨時」の声あり）臨時職員でございますか。11月1日現在で震災対応の事業に従事している職員と、あと町単独の事業で従事する職員おりますけれども、合計で156名、臨時職員として採用してございます。（「給与」の声あり）失礼しました。事務補助員が時給720円でございます。あと、保育士等技術員の単価それぞれございますけれども、事務補助員は720円、あと保育士等有資格者は840円、時給でございます。病院は別建てでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 単価はわかったんですけど、大体一律に働いて、平均的に働いて月収というか、幾らぐらいなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 社会保険等差し引かれますので、ちょっと総額の今合計値手元にございませんけれども、時給750円ですね、12万円前後という形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 金額わかったんですけど、それで最後聞きたいのは、実はさきの議会で町職員の定数の定員の問題、問題というか質問があった際に基準を満たしてることでたしか答弁あったと思うんですけど、その際に臨時の方たちの扱いというんですか、定員に入ることのないのかということだけお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 定数条例には臨時職員は入らない形になってございます。

○議長（星 喜美男君） ほか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第87号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第89号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第89号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第89号財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、経年劣化により今後の使用に耐えないおそれがあるため更新することを目的とした小型動力消防ポンプ積載車の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは細部の説明をさせていただきます。議案関係参考資

料7ページをお開き願いたいと思います。

2番目としまして業務内容、更新を目的とした小型動力消防ポンプ積載車2台の購入についてご説明申し上げます。

南三陸町消防団第8分団石泉班及び第11分団石浜班の小型動力消防ポンプ積載車は、導入から30年が経過し、金属部分の腐食等といった経年劣化により今後の使用に耐えないおそれがあるため更新を目的とした小型動力消防ポンプ積載車2台を購入するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これからこういった契約、いろいろとね、出てくるかと思います。入札関係とかね、業者さんとの契約、そこでですね、まあ今議案になっておるのは小型動力消防ポンプの見積もりの件であります、3社が見積もりをして、そして町のほうで1社に決定したわけでありますが、見積もりをする、見積もりを出させる、見積書ですね。それから指名競争入札、いろいろ競争入札あるわけですが、入札契約ですね。その際の業者さんを指名するなり、あるいは見積もりを出させるなりする業者さんの経営診断というんですかね、契約診断、実際に契約する相手かどうかという判断をする上で経営状況を見るわけです。その経営内容を見る際に数年に一度の、あれ毎年なのかな、私もちょっとその辺の中身はよくわからないんで聞くんですが、その状況を調べる、要するにその業者さんが1年間の事業実績とかなんとかって県のほうに報告して、県のほうで健全に経営してる実績があるということをいろんな評価をしながら点数をつけて、そして指名の業者に値するかどうかという判断をしていくわけですけどもね、それがいつの時点で、例えば今掲げられてる3社がいつの時点でそういう診断をして、間違いなく地方公共団体として指名の相手でいいですよということが決定なされているのか、そこをまずもってお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 経営診断の表については、今24年度・25年度分として24年度当初にいただいて内容で判断してございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、私どものほうの町では2年間の経営診断をしたことをもとにして指名なり契約相手という、それは財務諸表か何かで載ってあるんですかね。ちょっと私どももその辺の、この分厚いの2つどんと置かれてどござ書がってんのかよくわから

ないんでね、その辺の、それは町がやるんではなく県がやってもらって、県の基準に従って私どもがやってるのかどうか、事務的なことになりますけどもね。そういうことチェックをするときのね、チェックをするときの、それは今24年度・25年度ということに言いましたけども、診断というか判定をする時期というのは、町としてはいつなのか、今11月ですけども、3月末までのやつでやるのか、25年度ということになると、まだ5年度が終わってないからね、その辺どういうふうな、この分厚い関係で、その法的根拠でないけどもね、これどごさうだってあるのか、その辺ちょっと、よろしく。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 答弁がちょっと半端だったんですけども、建設工事については毎年財務諸表の提出を受けて経営診断の表も一緒に添付していただいているということでございまして、物品については2カ年度の部分で判断させていただいているということでございますので、今回の議案については物品の購入ということでございますので、24・25年度の財務諸表で一応対応させていただいているという形でございます。（発言者あり）

失礼いたしました。根拠でございますけれども、建設工事につきましては、南三陸町建設工事執行規則、その他物品については財務規則の規定にのっとって行ってございます。（発言者あり）失礼しました。建設工事が1万6,385ページになります。第1巻6編でございます。16385、執行規則ございます。財務規則は同じ6巻の14001以降でございますので、ちょっとお待ちください。14002ページでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第90号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第90号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災し、住まいを失われた皆様方のために民間事業者において歌津桙沢地区に建設する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第90号の細部説明をさせていただきます。

資料は議案関係参考資料のほうで説明をさせていただきます。8ページをお開き願います。

本議案につきましては、歌津桙沢地区に整備予定の災害公営住宅の取得でございます。場所につきましては、9ページに記載をさせていただいておりますが、歌津桙沢地区におきます民間事業者が開発いたしました団地の北西部に当たりまして、現在桙沢仮設住宅に隣接した場所でございます。

今回の案件につきましては、民間事業者のノウハウ、マンパワーや資金力を活用して工事期間等の短縮も目指すという目的の中から民間公募型買い取り方式という方式を採用いたしまして、プロポーザルにおいて当該相手方を決定したという経緯でございます。

相手方は大和ハウス工業株式会社仙台支社でございます。

整備の概要でございますが、敷地全体の造成、軽量鉄骨づくりの3階建ての集合タイプ20戸のほか駐車場や道路等の附帯施設でございます。

整備スケジュールにつきましては、下段のほうに記載しておりますが、契約後、実施設計を行い、来年2月には造成工事に着手、それから7月ごろから建築工事に移行して、最終的には26年度、27年の2月末までに引き渡しを受ける予定でございます。

契約金額につきましては、消費税を含め5億7,600万円でございます。

10ページには、参考までに全体の配置計画図を記載しております。詳細につきましては、ご説明いたしませんが、Sタイプ・約55平米（2DKタイプ）が13戸、Mタイプ・70平米（3DK）タイプが7戸の20戸という状況でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ここは一安心しました。私非常に心配しておった箇所でありますねえ、新しく改選された方々も5人、それから元職も1人いましてね、この流れがよくわからないでいるかとおもうんでね、少し課長もね、今説明するにね、まあ前にもいろいろとあったもの、件だから、いやあようやくなったとか、ねえ、ご心配かけましたとか、そんな話もあってもいいのかなと思って期待しておったんだが、我々忘れだと思つてんだべが。時間がたつたがら。そんな配慮というのも大事じゃないかと思うんですよ。ねえ。

で、まあ財産取得ということでプロポーザル方式でやつたと。このプロポーザルがやつた日にちで決定したのが土地を買う月日よりも早かったんですよね。たしか。だから進め方は逆でないかというお話をさせてもらったわけですからね、その辺もう少しね、で、その土地はいつ契約なさいました。それから、プロポーザルで業者さんを決定した日にちはいづだったか。逆なんだげんともね、その辺どうですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと説明が配慮不足だったということで、当該の土地の所有者の関係につきましては、プロポーザルそのものは8月の19日に審査結果を公表しておりますが、そのプロポーザルに入る前に当該所有者からはプロポーザルにより選定行為を行う旨の部分で同意書というものをいただいて、この選定作業に移ってきたと。その後、地権者となかなか折り合いがつかなくてですね、その間土地の契約というものが、プロポーザルによる相手方が、候補者が決定した後に土地を契約したという状況になっております。

今回、ご心配をおかけいたしておりましたが、無事先週の7日だったと思いますが、快くというまではいきませんでしたが、所有者の大分ご理解をいただいた上で無事土地の売買契約を締結したという状況でございます。

差し当たり順序が逆という部分もございますが、プロポーザルにより業者から出た提案の範囲で土地を買収していくという旨の説明をして、どうしてもその関係からプロポーザルした上で土地取得というふうな部分につきましては、前々から当該所有者にはお話をさせていただいて進めてきておりましたが、反対でないかという部分については、当該所有者からもお話を確かに承りました。その辺も含めてですね、ご理解をいただいたという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 復興事業は一日も早く進めなければなりません。これは町民皆さんの願いでもありますし、我々議会の中でも、議員でも皆さん、そう思ってるわけです。そういう中でね、手法を一つ間違えると、手法ですよ、ねえ、進むべきものも進まなくなってくるというのが、このことが証明されてるわけですからね、だから進め方を十分に気をつけていかないとですよ、我々早く進めてほしいということで、その土地の買収のお金も早く出たらすぐに議決したわけですから、しかしながら皆さんのやり方が、はっきり言って悪かった、そのために復興がおくれてるんだ、そう言いたくなるんですよ。これをきちんと最初から土地がら、土地がら話を決めて、そして今回相手方になってる大和ハウスさんは、土地を決めた後にやれば、地権者だって快く、今回快くというまでもいかなくて、まあ納得もらったんだべげどもね、順序よくすれば快く早く納得してもらって、もっともっと早く、8月の19日には既に相手方が決まってんですから、その前に地権者と話を進めて決めてやれば、もう既に始まってんだ。あんたのやり方が悪いがために復興がおくれてるんですから。それでなくともね、議会が復興おくれてるなんていう話されてますからね、誤解されてますから、町民の方々に。いいですか、このテレビカメラを通じてね、声を大にして言いたい。そう言ってる方々によく聞いてもらいたい。議会は何も反対しませんよ、一日も早くやれやれって言ってんだけど、あんた方がさっぱり進まないんだがら。ねえ。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。先ほどの説明で戸数が20戸で3階建てって話されましたけど、説明受けましたけれども、これにはエレベーターってつくんでしょうか。つかないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 8ページのですね、議案関係参考資料8ページの4番の事業概要、附帯施設の中にエレベーターと記載しておりますが、エレベーターは設置いたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、ありがとうございました。入った人たち3階までエレベーターがないと大変なですから、今お伺いしました。ありがとうございました。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。災害公営住宅の整備ということで、私、けさ、ちょっと資料

いただいたんですけど、個人的に、南三陸町災害公営住宅整備計画・安全安心で快適な住まいづくり、平成24年3月26日に出した資料を朝にいただいて、今さらさらっとめくったんですけど、その中に「特徴ある災害公営住宅の整備」という欄がありまして、そこで何点か今回の大和さんに発注した住宅がどれくらい配慮されているかを確認させていただきたいと思います。

まず、第1点なんですけど、木造に関してなんですが、これは南三陸材の活用は幾らぐらいなるのか、これはただ集合住宅なんで、その割合は課長に聞かないとわかんないと思うんですけど。

第2点、太陽光発電、雨水利用の環境配慮型住宅に関しては、そういったことはなされてい るか。

あともう一点、コレクティブハウスへの対応はどうかということと、あとこれ私得意の分野なんですけど、ペット共生住宅への検討はなされているかということ。あと、将来的に空き部屋が出たときにグループホームへの用途変更とかもできるような構造なのかということも聞きたいと思います。

あと、最後に集合、この集合住宅に関してはニコイチというんですか、ニトイチというんですか、要は壁を取り外して2つを1つに使うという使い方もこの計画には出てましたけど、それらにある程度準じているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 多方面のご質問でございましたが、現在当該事業者から提案されている部分につきましては、そこまでの詳細の設計をした上でという部分ではございませんので、今後町の整備方針、そういったものも含めてですね、当該事業者と設計の中でどこまでの部分が反映されるか、改めて協議は今後していく予定になっております。

その中ですね、ニコイチ改善とかいろいろお話をされておりますが、壁を取り外してですね、2戸だった部分を1戸にするとか、大きく後々使えると、そういったパネル的な構造の部分については、以前からも議会からもそういったご質問も出されておりまして、この当該住宅ではそういった部分も配慮しているという方向性でございます。

南三陸材も、もともと構造材が鉄骨であるという部分は決まっておりますので、内装材としてですね、あるいは下地の部分、そういった部分に極力地域産材を使って行くという考え方については、ここ以外も含めてですね、同様の考え方で進めることとしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） 今の説明で大体わかったんですけど、ただ、私、まだこの計画書を目通してないんですけど、先日課長のところに伺ったんですが、私、この町における災害公営住宅の形は、このような集合住宅というのは、はっきり言って町場だったらしいんですけど、郡部という言い方も変な差別用語になりそうなんで、普通の地区だと平屋のほうがいいんじゃないかという思いがしてました。ただ、その話を進めていくと、じゃどこに建てるんだとかいろいろ造成するときの面積がいっぱい必要だということで言われてるみたいなんですけど、ちなみに今回造成した面積で軒割の長屋みたいな住宅を建てるとしたら何戸ぐらい建てるか。まあ急な質問であれなんでしょうけど、大体……。ただ、その際は共用のスペースとかは、余り必要ではないというわけではないんですけど、要らないと思うんで。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどのご質問でペットの関係もちょっと出てたので、その部分回答しませんでしたが、現在町のほうで民間の方々も入れてですね、災害公営住宅の整備検討会という組織を立ち上げております。その中で先般の仮申し込みを踏まえてですね、ペットの飼っている方、そういった方々をどうしましょうかという検討もしております。まだまとめにはちょっと至ってませんので、その結果が方向性が見えた段階で議会にもお示したいなというふうに思っております。

それと、戸建てタイプあるいは平屋タイプという形でどれぐらい建てられるかと、この図面見て、逆にこの集合住宅を建てるためにこのような造成計画を立てたという経緯もございますので、確かに共用部、それほど必要ないんじゃないかというお話ですが、道路、駐車場についてはですね、当然のことながら必要になってきます。今、先行事例の部分では戸建ての住宅では集合タイプより戸建てにしますと大体1.7倍ほどの面積がどうしても必要になってきてるという現状もございます。基本的に長屋戸建て、あるいは木材をふんだんに使ったですね、そういったタイプを、議員お望みという部分については、私ども認識しております。ただ、そういった土地の問題もございまして集合タイプを、どうしても建てていかなければならぬという現状もございますので、そういった部分はご理解いただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○ 6番（今野雄紀君） ペットの件なんんですけど、例えばペットを飼うにしても集合住宅で飼うのと、まあペットに関してもいろいろあるでしょうけど、犬、猫、豚、ヒツジとかヤギとかいろんなペットがあると思うんですけど、ただそういったものを飼っていく上でも、やはり集合住宅だと、まあ都会の人たちは飼ってるでしょうけど、そういったスタイルで、ただ田

舎で飼う分には、私イメージするには、どうしても平屋でという形があるもんですから、それにつけてもなぜこういうことを申しますかというと、ペット飼う一番のあれば年をとつてからの癒しというんですか、何でいうんですか、老化防止っていうんですか、そういったやつにもいっぱい貢献すると思うんですよね。そういった意味合いもかねて、やはり住宅は低いほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

あと、もう一件はこういった、話はちょっと飛ぶんですけど、集合住宅にしてしまうとこれから人口というか、どんどん高齢化していく中で高齢者たちの孤立化というんですか、それは平屋の軒割の長屋、長屋っぽいところに住んででも同じだとは思うんですけど、その対処の仕方というのは多分いっぱい違ってくると思います。そこはできればその担当の方にも、どういったことでやっていくかを聞いてみたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害公営住宅、町営住宅と性格は同じでございますけども、本来であればペットの飼育については禁止されていると、今の仮設住宅も実際はそういった現状になっていると。

しかしながらですね、ペットという表現じゃなくですね、伴侶動物であるという要望を関係団体からいただいております。そういった認識も含めてですね、単純にペットという表現じゃなく寄り添うための動物であるという部分の性格を、よく考慮した上でですね、ペットを全て排除していくといった考え方は町としても持ち合わせてはございません。

ただ、どういうところでどういうふうな飼い方をするかという部分については、今後の検討材料、課題であるというふうに考えてございます。それでペットの飼い方も含めてなんですが、そういった一定の場所に限定した形、あるいはペットを飼う人のための住宅といったものも今後検討していきたいなと思います。

それと、入居された方々がどういった癒しの場をというお話でございますが、8ページの事業概要の中にもございますが、入谷、先行している入谷、名足でもそうなんですが、共同花壇あるいは菜園、そういったもので皆さんで集まれる、また作業できる、そういった空間も検討してあるところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3回終わってます。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第91号 財産の取得について

日程第16 議案第92号 財産の取得について

日程第17 議案第93号 財産の取得について

日程第18 議案第94号 財産の取得について

日程第19 議案第95号 財産の取得について

日程第20 議案第96号 財産の取得について

日程第21 議案第97号 財産の取得について

日程第22 議案第98号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第91号財産の取得についてから日程第22、議案第98号財産の取得についてまで、以上本8案は関連がありますので一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本8案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本8案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第91号から議案第98号までの8議案、財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、南三陸町内の各地区における防災集団移転促進事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第91号から98号までの担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、議案第91号から議案第98号までの防災集団移転事業に係る細部説明をさせていただきます。

最初に、今回議会の議決を得る必要性のある土地につきましては、5,000平米以上で予定価格が700万以上であることをご認識いただきたいと思います。

それでは、初めに議案第91号の館浜地区の防災集団移転促進事業用地の取得につきまして、ご説明をしたいと思います。

財産を取得する場所につきましてご説明したいと思いますので、議案参考資料の13ページをお開きいただきたいと思います。館浜地区の防災集団移転促進事業として取得する土地は津龍院の北西部と館浜地区仮設住宅の東部に位置しております。今回取得する土地や町道の改良部分を含めた全体の計画面積は2万3,000平方メートルで、その中に一般住宅用地、100坪程度ですけれども、これを10区画、幅員6メートルの道路のほか集会所などの公益的施設用地、公園・緑地などを計画しております。

取得する土地の筆数、地目などですが、議案関係参考資料の次のページ、14ページをお開きいただきたいと思います。今回青い線で囲まれた全体の筆数は19筆で、現況地目はほとんどが山林、畠などで、所有者は13人、取得金額の合計は約2,900万円ほどとなっております。そのうち、議会の議決を必要とする土地は図面で赤く色塗りしている部分であります、三浦様が所有する管の浜127番1の3に1筆の一部で、面積が約1万300平米で全体の取得する土地の約52%を占め、取得金額は820万ほどとなっております。

次に、議案第92号、議案第93号の伊里前地区の杵沢団地に係ります防災集団移転事業用地の取得につきましてご説明いたします。議案参考資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

防災集団移転用地として取得する土地は、平成の森の国道45号を挟んだ向かいに位置する丘陵地であります。今回取得する土地の全体の面積は約6万1,000平方メートルで、防災集団移

転用地が約4万6,000平方メートル、道路事業として幅員7メートルの道路510メートルほどを設置する予定としております。団地内には一般住宅用地を59区画、幅員6メートルの道路のほか集会所、公園・緑地などを計画しております。

取得する全体の筆数は38筆で、現況地目はほとんど山林で、所有者は18名、取得金額の合計は約6,000万となっております。そのうち議会の議決を要する土地は2件ございます。

初めに、参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。議案第92号の及川様が所有する峰畠102番に118番1の2筆の一部で、赤く塗っている部分であり、面積は約1万3,100平米ほどであります。

次に、議案参考資料の22ページをお開きいただきたいと思います。議案第93号の高橋様が所有する峰畠116番3、116番6の2筆の一部であり、同じように赤く塗りつぶされている部分です。面積が8,637平方メートルということで、お二方から取得する土地は全体の35%を占め、金額ですと1,800万ほどとなっております。

次に、議案第94号、それから議案第95号の伊里前地区の中学校上団地に係ります移転用地の取得についてご説明したいと思います。25ページをお開きいただきたいと思います。

伊里前地区の中学校上団地の土地として取得する土地は、歌津中学校の北西部で町道峰畠線に隣接する丘陵地であります。取得する全体の面積は7万7,000平方メートルで、事業用地が6万3,000、道路事業として幅員7メーターの道路を620メーターほど配置する予定となっております。団地内には一般住宅用地が56区画、幅員が6メーターから12メーターの道路のほか災害公営住宅用地、それから公益的施設用地、公園・緑地などを計画しております。

取得する全体の筆数は21筆で、現況はほとんどが山林で、所有者は13名、取得金額の合計は約7,700万となっております。

そのうち、議会の議決を要する土地は2件ございます。

初めに、議案参考資料26ページをお開きいただきたいと思います。議案第94号の阿部様、千葉様が所有する峰畠74番1、144番1の共有地2筆の一部で、同様に赤く塗っている部分が対象地であります。

次に、議案関係資料の30ページをお開きいただきたいと思います。議案第95号の高橋様、渡邊様が所有する吉野沢199番の1の共有地1筆で、同様赤く塗りつぶされている部分で、面積が1万9,400平方メートルほどとなっております。お二人から取得する土地につきましては、全体の79%、取得金額で5,000万ほどとなっております。

次に、議案第96号、97号の清水地区の防災集団移転促進事業用地の取得につきましてご説明

したいと思います。議案参考資料33ページをお開きいただきたいと思います。

取得する土地ですが、元清水小学校の国道45号を挟んで向かい側の丘陵地になります。取得する土地の全体の計画面積は約4万8,000平方メートルで、防災事業用地が4万平米、道路事業として幅員6.5メーターの道路を約500メーター配置する予定となっております。団地内には一般住宅用地を54区画、幅員6メーターの道路のほか集会所などの公益的施設、それから公園・緑地などを計画しております。

取得する全体の筆数は29筆、地目はほとんどが山林・畠で、所有者は19名、取得の合計は約5,000万ほどであります。そのうち、議会の議決を要する土地は2件ございます。

初めに、34ページをお開きいただきたいと思います。議案第96号の阿部様が所有する松井田113番1の1筆の一部で赤く塗りつぶされている部分であります。面積が約1万平方メートルであります。

次に、38ページをお開きいただきたいと思います。議案第97号の阿部様が所有する内井田53番1の1筆の一部で、同様赤く塗りつぶされている部分であります。面積が約1万5,000平米で、お二人から取得する土地は全体の52%となり、取得金額は約2,200万ほどであります。

次に、議案第98号の波伝谷地区の波伝谷団地に係ります防災集団移転事業用地の取得についてましてご説明をいたします。41ページをお開きいただきたいと思います。

波伝谷地区の防災集団移転事業用地として取得する場所は、戸倉字坂本にありました自然環境活用センターの国道398号線を挟んだ反対側の丘陵地であります。取得する土地の全体の計画面積は約1万4,000平方メートルで、一般住宅用地を13区画、幅員6メートル道路のほか公益的施設用地、公園・緑地などを計画しております。

次に、42ページをお開きいただきたいと思います。取得する全体の筆数は10筆で、現況はほとんどが山林で、所有者は4名で、取得する金額の合計は約1,100万ほどであります。そのうち、議会の議決を要する土地は三浦様が所有する坂本の12番、波伝谷186番2のほか4筆の一部で、同様赤く塗りつぶされている部分であります。取得する土地は全体の計画面積の85%となり、取得面積は約1万平方メートルであります。

なお、議案第91号から98号までの土地の取得単価は不動産鑑定価格、土地の取引事例などをもとに標準値の価格を決定し、標準値と今回取得する批准により1平米当たりの価格を決定しております。

以上で、議案第91号から98号までの細部説明を終わらせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。まだこの道路関係、また質問したいと思うんですが、伊里前地区の沢田地ですか、これ立派な道路つぐんだげっとも、これ1本なんですね。それから、波伝谷地区もそうなんですね。この道路1本で、これが何かあった場合にご塞がってしまうと団地からの脱出あるいは入ることができなくなるんじゃないのなど、そう思っておるんですが、その辺どう考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、沢田地につきましては、これまで土地の、入居を予定している方々との協議の中で、もう一本どうしても道路が欲しいというお話を、ご要望をいただいておりました。

結論から言えばですが、防災集団移転事業といたしましては、国のほうからも取りつけの道路と、1路線という方向性が示されてる関係でこのような現在の形になっている状況でございます。引き続きですね、何らかの事業対応できるか、あるいは現地がほかの道路も可能なのかどうなのか、そういうものを引き続き町の道路整備計画とか今後検討する予定になつておりますので、あわせて引き続き検討していきたいというふうに思つてます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうなんですよね、ぜひこれは検討してですね、予備の道路っていいですか、何かあった場合に行きも来るもできなくなってしまうと被害が拡大するだけですから、これ目に見えてますから、やはりそういうところにも気を配ってこれから進めていく必要があるんじゃないのかなと、そう思います。

その中でですね、この団地、大分大きいところは50から60というような戸数なんですが、消防とかそういう関係のほうはどのような、これから整備っていいますか、配備っていいですか、どのように考えておるか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 消防の水利につきましては、場所、いろんな団地の水道の水圧等勘案しながらですね、消火栓あるいは防火水槽を設置していくというふうな状況でございます。体制については、危機管理課長のほうから……。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 消防団の体制につきましては、現在調査を行っておるところでございます。高台移転に伴いまして行政区の枠組みが変更になりまして既存の消防団の班

編制が新たに見直す必要があるということから、現在検討に入ってる段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ぜひ早急にですね、検討して計画を立ててもらいたいと。それでそれを執行してもらいたいと。

それと館浜団地につきましてですね、これ今後町道、これは稻渕までつながってると思うんですが、この際ですね、防集の関係の事業の中では難しいものと理解するんですが、担当課とも関連しながら、これも1本稻渕のほうまで整備する、整備しなきゃならないと思うんですよ。今後の防災体制の中でぜひ必要な道路でありますので、その辺建設課長、課長名指してもわからないんだけれども、町長、どう思いますかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前からお話しておりますように、町内の道路網につきましては、改めて道路計画をつくって推進をしていくということになりますので、今ご指摘の部分についても当然検討の材料、場所になるだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 今7番議員の質問に兼ね合いをもって1点お聞きしますけれども、この枡沢地区の背後には、建設課長一番知ってるかと思うんだけども、町道から、港からの町道でしょう、あれはね。全く管理がなされていないんだけど、町長も知ってるかと思うんだけど、こういう道路を今道路計画整備の中でということで町長おっしゃったけれども、ぜひ今回のこの防集の促進事業と伴って生かされてくるべき、くるはずではないかと思うのですが、どんなもんでしょうね。

あとは、その周辺には、今計画なさってる周辺には自立再建をしている方もおるんで、この中で、課長のほうがいいのかな、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご指摘の線は港、枡沢港線、通称思い坂と地元では呼んでる路線だと思います。ご存じのように国道の接道部分は一定の幅員が確保されている状況でございますけれども、中間部分でかなり幅員が狭うございます。2メーターあるなしの幅員になっておりますので、その辺の用地取得が可能かどうかも含めてですね、現地も歩きながらちょっとと考え、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 建設課長のご説明受けたんですけども、ぜひこの防災計画の中でも生

かされてくるんではないかと私は思うわけです。また、自立再建をした方々の中でもそういうお話をされておる方もおるんでね、今回この計画とあわせてぜひ町道の整備も、町長にもお願いしておきたいんだけれども、整備を促進していただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回議案になっております土地の財産取得という議案ですが、私はですね、この臨時会に戸倉地区の高台の集団移転の造成工事のそいつた関連するもうもうの事業の予算が出てくるのかなと思って期待しておったんですけども、まだいまだに出てこないようなんですが、おくれている原因は何でしょうか。戸倉地区の高台移転のですね、あれなぜ出てこないんだろうかなと思ってんだけれども。

それからね、13ページの参考資料ですが、建物の配置図見てるんですが、19、18かな、下のほう、こうなると紫色が道路でしょう。紫色に、紫って言わないのかな、パープルっていうのかな、いいのかなパープルで、その道路沿いに入り口がつくとなると18、19北向きの入り口ということになりますか、18、19の入り口がね、どうなんでしょうね、北向きの入り口というのは、普通家建てたりなんかするとき南向きとかね、西向き、東っていうか、南東とか見るんだけれどもね、誰しも南向き、西向きの建物はいいと思うけども、東向きの入り口の建物って入りたがらないんじゃないかなと思うんですよね。それもくじ引きでしょうね。ですから、こういった配置図といいますかね、いかがなものかなと感じ今してるんですね、その辺のところいかがでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の戸倉中学校上の団地でございますが、いろいろ計画、地域とのやりとりの中で計画の見直し等もあり、あるいは小学校の造成工事との合同という施工の体制の中でいろいろ課題がありましたが、今回ちょっと間に合いませんでしたが、12月の定例会に議案として付すべく事務手続を進めているところでございますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

それと、2点目のいわゆる北入りという部分については、ほかの団地でもいろいろお話を地元の方から実はされてございます。あえて北入りを進めようとしてやってるわけではなくてですね、そういうたたかわ点もやりながら、あるいは周辺の土地がどこまで許せるかと、いわゆる土地取得ができるかと、そういうたたかわ部分の兼ね合いもあってなかなか住民の思いが100%生かしきれてないというのがこういったケースでも出てきております。地域にはこういった絵を持ってご説明をさせていただいておりまして、一定のご理解を、本当に得てるのかと言

われますと、なかなかその方がここに当たった場合どうなんだという不安はございますが、  
そういう説明は地域にはさせていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人議員。

○14番（三浦清人君） 戸倉地区ね、私議会のたびに早くやれ早くやれってね、何度も言ってる  
んです。ご承知のとおりね。とにかく戸倉地区はこのように個人から土地を買い上げるわけ  
でもないし、町のものを、土地になってるから、本来は一番最初に造成なり建設が早くでき  
るはずだと、なぜやらないのか、できないのかということを、再三にわたって戸倉地区住民  
のために私ほどこの件に関しまして発言した議員は、私はいないと思ってますよ。そうでし  
ょう。皆さんご存じのとおり。なぜやらないんですか。早く。で、今変更とかなんとかって  
いう話なんですが、もっともっとスピード上げてもらわないと困るんです。我々議員として  
もね。だから住民の方々が、なぜおくれているかという原因をね、はっきりとわかつてもら  
わないと困る、はっきりと、ねえ、そこが大事なんです。我々が議案として出てきたことに対  
して可決か否決かによって、それで何らかの影響を及ぼすようなことであっては、あるいは  
は住民の方々に不安を与えることによって私たちの責任も感じるわけだ。それなりにね。し  
かし、こここの件については町のものとしてね、かなりの時間がたってるわけですから、よそ  
の地区よりも早くできるはずなんです。それができないというその原因、理由というものを  
地元地域の方々に理解してもらわないと困りますよ。

言いたくないけどもね、ネルソンキャピタルパートナーズ、東京にありましたね、9,300万  
を持ち出して買おうとした会社、否決なった、結果的には、そのためにいまだに否決なった  
ためにいまだに事業がおくれてるのかということです。そこを地域住民の方々にはっきりと  
説明してもらわないと困る、私はそう申し上げておりますよ。

ネルソンキャピタルについては、今後何らかの機会ではっきりまた質問していきたいと思  
てますがね、私は当時否決してよかったですから、後々のことを考えた場合、考  
えると。まあそれは後で機会があったらやりますが、そのところを課長ね、地域の方々とお  
会いしたときにね、その変更というか、何回ぐらい変更でやってんの。どこまで変更す  
ればいいの。まあ来月間違ひなく出ますか。あど変更ないの。その変更の理由、ちょっとど  
ういうことなのか。私たちもね、戸倉の方に時期的にね、仮設に行きました。自分のことで  
お願いに行ったわけですけれどもね、いろいろ話が出ましてね、変更だっていったの、私も  
前からは聞いてたから、変更変更、なに変更だべ、誰が代表やって変更してんだべと、こん  
な話だ。私もわかりませんと、その地区の変更する代表者が誰なんだが、ねえ、わがんない

の。いやあわがりません、こんなはずねえね、変更するはずがないと仮設の方に言われてきたんですね、そのお話持つていかなきやならない。何が変更でどうなったのか、詳しく説明してください。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと図面のない中でちょっと口頭での説明だけになりますので、ご理解いただけるかどうかわかりませんが、まず1点目といたしましては、議員ご承知のとおり当該予定地のところから産業廃棄物が出てきたというところで、まず場所を変えたという経緯がございます。その後に場所を変えて計画をつくってきましたが、おおむね地域の方々からはご理解をいただいたんですが、その間、小学校の移転場所という部分がその協議の中に入ってきておりまして、そこでその配置計画で数カ月協議を地域の方々とさせていただいた経緯がございます。

その中で、3点目といたしましては、今度はいわゆる宅盤の高さの問題、宅盤の高さが変わりますと、当然宅地の配置計画等も変わります。そういったことからして大きく分けてですね、3回目の、3回の大きな変更点が出てきたということで計画の見直しといいますか、余儀なくされたということが一つのおくれになっているということでございますが、ことしの夏に最終的な方向性を検討した以降は、実施設計する業者も含めて鋭意発注に向けた努力を続けており、12月には、上旬にはですね、工事請け負いの契約に至るまで何とかこぎつけているという状況でございます。あと1カ月後に相手方を決定するという行為までようやく来たということで、おくれているという部分については、そういった部分でございますが、今後計画が大胆に見直しになるということはございませんし、その契約発注する図面のもとで微妙な調整はあったにしてもですね、あとは鋭意団地を造成していくということで方向性は定まってるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そういう話がね、はっぱり見えてこなかったんですね、今回そういうふうなね、内容の中でのおくれということがはっきりできただけですから、この一つの産廃の関係、産廃が出て処理するまでの期間というのも議会でも早くやれやれって言ってたんですね。処理すんなって言ってないんだがらね。早く早くやって住民の方さ早く安心させなさいということで、これ産廃はこっちの課長だな、なじよなったの、片づけ終わったのすか。その辺もはっぱり報告もなにもねんだおんねえ。あれぐらい語ってんのに。行政報告か何かでちょこっとね、あってもいいのね。町長。今までのっしゃ、いろんな問題あるわけ

だ。いろんなね、議会でもって、それで一つ一つ解決したどぎはっしゃ、こういうことで解決したとか片づけ終わりましたとか、行政報告の中でね、やっぱりする必要があると思う。我々わがんないがら、そうなってくっと、またこの時間さ質問に立たなきやない。その時間が費やされるとなかなか会期中には議会が終わらない、そういうことになってくっから、こういうことを少なくするためにも行政報告かなにかで今後ね、やっぱりやる必要がありますよ。問題なく片づけ終わったんですか。どうなんでしょう、その辺ね。その関係については、復習になりますが、産廃の出した業者さんもわがらない、それから産業廃棄物法が施行される前に投棄されたものであるから合法であるというような県警のほうの決定といいますかね、捜査の結果が出たわけですよね。で、まあ排出者である県がそれを処分をするということになつた。

私、そこでちょっとクエッショングマークなんですがね、県警が排出した、排出じゃない、投棄した時期が産業廃棄物の法律が施行する前だから違法ではないという判断を下したということは、何で、何でわがったんだがということ、捨てられた廃棄物の中さ、捨てられた月日でも書かってあんだけがなんだがね、その辺よく聞いてませんでしたか。誰がら聞いてその月日がわがったのかね、それがどうもね、今までも、今からもクエッショングマークなんですかね、これもまた時期が来たらやりたいと思いますがね、その辺どうです、こっちどこつちど。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） じゃ、ご質問の産業廃棄物の関係ですが、特に戸倉地区の皆さんにはいろいろご心配をおかけしてまいりました。実は先週なんですかね、宮城県のほうから連絡がございまして、その産廃の処理業務について、ほぼ終了が近づいてきたということで、13日に宮城県のほうで現地の確認行為を行うので町のほうからも立ち会いをお願いしたいという連絡ございまして、13日午後に現場のほう確認してまいりました。まだ完全に終了したわけではございませんで、もう一週間程度かかりそうだという話でございました。

ざっとその際に状況を業者の方から確認をとったんですけども、当初掘り出した土の量、約2,230立米ありましたけれども、そのうち産廃の量は、中に含まれてた量は約2割程度であろうということで、最終的には産廃の処理のマニフェストといいまして処分の履歴を残した帳票ありますので、それを最終的に集計すればどれだけの量が出たのか、どこで処理を行つたのか、そこまで全て確認ができますので、処理業務が完了した後には業者の方から、その資料のほうですね、いただくことにしておりますので、全て完了した後には詳細について

のご報告ができると考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第91号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第92号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。これより議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第94号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。これより議案第95号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第99号 工事請負契約の締結について

日程第24 議案第100号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第23、議案第99号工事請負契約の締結について、日程第24、議案第100号工事請負契約の締結について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定

いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第99号及び議案第100号の2議案、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した港漁港、田浦漁港、石浜漁港及びばなな漁港の防波堤及び船揚場等の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきます。議案第99号、同じく100号工事請負契約についてでございます。議案関係参考資料をもとに説明させていただきます。43ページをお開き願います。

工事名は、平成25年度港漁港外2漁港防波堤船揚場復旧工事になります。工事場所は歌津字港地内、ほかでございます。

工事概要でございますけども、東日本大震災により被災した港漁港、田浦漁港、石浜漁港の計3漁港の防波堤、船揚場等の16施設、延長にしますと1,515メーターを復旧するものでございます。復旧工法につきましては、地盤沈下のみの被災につきまして沈下量相当量をかさ上げし、流出した施設については沈下量を考慮した高さで原形復旧するものでございます。

入札は制限付き一般競争入札により請負者を決定をしております。入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

なお、工事期間は平成28年2月28日までとなっております。これにつきましては、6月の定期議会において債務負担の行為を決定していただいているところでございます。

次に、各漁港ごとの工事内容を説明をいたします。44ページをお開き願いたいと思います。港漁港の平面図になります。工事箇所につきましては、赤色で着色している箇所になります。防波堤、導流堤、船揚場、護岸工の4カ所、合わせまして247.1メーターを復旧するものでご

ざいます。防波堤、護岸工につきましては防波堤沈下のみ、それから流出した箇所もございます。沈下のみの箇所につきましてはかさ上げ、それから流出した箇所につきましては船揚場等とあわせまして原形復旧になります。各施設の延長、復旧延長につきましては、記載のとおりとなってございます。

次ページ、45ページから48ページまで、各復旧断面の標準図が載っております。これにつきましても赤く着色したところが工事をする箇所になります。

次に、49ページをお開き願いたいと思います。田浦漁港の平面図でございます。これにつきましても赤く着色した箇所が工事箇所でございます。防波堤2カ所、船揚場2カ所、護岸工2カ所の計6カ所で802.9メーターを復旧するものでございます。防波堤沈下のみの区間、それから護岸工については地盤沈下相当量にする高さのかさ上げでございまして、防波堤の一部流出区間、それから船揚場等につきましては残存部分を撤去し、新たに原形復旧するものでございます。各施設の延長につきましては、記載のとおりでございますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、復旧断面等々につきましては、50ページから55ページまでそれぞれ載せております。これにつきましても赤く着色している部分が今回の工事箇所になります。部分になります。

次に、56ページをお開き願いたいと思います。石浜漁港の平面図でございます。これにつきましても工事箇所は赤で着色をしております。防波堤3カ所、船揚場2カ所、物揚場1カ所の計6カ所でございまして、合わせまして465.6メーターを復旧するものでございます。このうち3カ所の防波堤につきましては沈下量相当する高さをかさ上げで復旧するものでございまして、船揚場につきましては残ってる施設を取り壊し、沈下高さを考慮して原形復旧するものでございまして、また物揚場についても同様でございます。各施設の延長につきましては、記載のとおりでございます。

復旧断面につきましては、57ページから62ページをごらん願いたいというふうに思います。

次に、議案第100号でございます。関係資料の64ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成25年度ばなな漁港防波堤船揚場復旧工事になります。工事場所は歌津字名足地内、ほかでございます。

工事は、名足地区、中山地区、馬場地区に分かれておりまして、合わせまして防波堤が5カ所、船揚場2カ所、消波堤が1カ所の8カ所、1,250メーターほどを復旧するものでございます。復旧工法は99号と同様に地盤沈下のみの箇所については沈下相当量をかさ上げ、流出し

た施設については地盤沈下を考慮した形で原形復旧するものでございます。

入札につきましては、制限付き一般競争入札により業者を決定をしております。入札状況につきましては、記載のとおりでございます。工事期間につきましては、平成28年2月28日までとなってございます。

65ページをお開き願いたいと思います。ばなな漁港の平面図でございます。工事箇所は赤で着色した部分になります。

最初に名足地区ですが、防波堤については一部を除き、かさ上げによる復旧になります。船揚場につきましては、残存施設を撤去し、新たに原形復旧するものでございます。

中山地区につきましては、防波堤、消波堤の復旧工法は全てかさ上げになります。また、船揚場2カ所がありますが、今回の契約には含まれておりません。これにつきましては、2カ所の船揚場を1カ所に統合し、さらに位置の変更をするよう地元の要望がありましたため、現在必要な測量調査を実施しての状況でございまして、今後、設計がまとまり次第埋め立て免許の申請を行い、工事の発注を計画をしております。

馬場地区は、防波堤については沈下高さに相当する高さをかさ上げによる復旧になります。船揚場につきましては残存施設を撤去し、新たに原形復旧をすることになります。各施設の復旧延長につきましては、図面に記載のとおりでございます。

66ページから73ページまでが復旧断面になります。赤く着色している部分が工事部分になります。

以上で、細部説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。最近復興関連の公共事業において入札不調というのが言われてますけども、南三陸町ではどういう状況になっていて、その入札不調の原因と復興への影響について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 25年度の状況でございますけれども、工事関係で入札不調が、6件不落がございました。そのうち不落隨契で契約した事業もございますし、また再入札で契約した事業もございます。現在、そのほかの部分については、再度入札に向けて今事務手続等を進めているところでございます。

原因でございますけれども、いろいろ考えられますけれども、発注者側と受注者側での設計のですね、細部の部分とバッティングしている部分があつてミスマッチがあつた部分等がありますんで、それは特に事業課のほうで再度その設計について見直しをかけてですね、きちんと次には落札できるような対応をとりたいというふうには考えてるようでございます。

そのほか、具体的な設計の内容になりますと担当課のほうで答えなければいけないでけれども、総務課でおさえてる部分については以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。はい。

ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この入札、2つの議案でまとめて、地区をまとめて入札に付したということで、どちらも同じ業者が同じ28年の2月までという工期、6地区になるわけですね。ばななは3地区、これから港、石浜、田浦と6地区。まずはですね、この入札の参加する業者の範囲といいますか、この地区内だけの業者だったのか、あるいは県内に住所を有する事業者を募集というか、入札参加資格に入れたのか、その辺はどうなってるのかということでですね。

それから、6地区があるわけで、同じ業者なわけですね。その6地区を同時にどーんと始まってね、そして28年まで終わらせるのか、6地区を1つずつに分けて、最初はこの地区、最初はこの地区、そうすと今25年ですから早く終わると最終に終わると、その期間の流れといいますかね、そうすと文句出てくる、後回しになったほうは、そして見えるわけですね、海岸沿いに向こうはブルドーザーからダンプがらいっぱい入ってんの、おらほさまだ砂利も来ねやと、そういうことになるんで、その順番、工事に着工する順番を、どう振り分げんのが、その住民の方々が納得がいけるようなね、順番だね。これが非常に、まあ課長は志津川にいっからいがす、私、あの近辺で毎日出入り、いてね、顔見られるたび、おらほいづっしゃ、おらほいづっしゃって語らいでみらいん。大変でがつとお。そごをどうするがなんだね。その順番。どうです、その辺の考え方、これから。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第99号、100号に係る業者の資格でございますけれども、宮城県内に本社、支店、営業所を有している事業所を今回入札参加資格条件として設定いたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2つ目の施工順序のお話でございますが、基本的に今回船揚場等が

ございます。ご存じのように船揚場につきましては磯のいわゆるいい時という時期が一つの目安になると思います。そうしますと、3月から5月の磯を利用してやるというのが一つの考え方ございます。できればその時期にですね、それぞれの船揚場が施工できれば一番スマーズにいくのかなというふうに考えております。

ただ、これについてはですね、また本契約を締結した後に業者と施工計画の打ち合わせをし、その後地域の皆様とまたその協議をさせていただいてですね、どこからやるかということは決めていきたいというふうに考えております。多分私たち離れているものですから地元の声、なかなか届かない面ございますので、もしそういう声がございましたら教えていただければ参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1地区のね、1地区の防波堤からやるが、あるいは荷揚場から、あるいは船引場からやるが、その順番については、それは各地区の方々と相談していいの。私の言つての順番は、6地区のどの、大体工事の内容同じなのね。防波堤、船引場、皆大体同じです。各6地区。だから、その地区の順番をどうするんですかという質問なんですよ。1地区の順番はいいの。そんなことは各地区の方々と相談しながらね。ほんでなに、地元の声なぬす、どんどん聞かせてください。毎日来ますよ。毎時間来ますよ。時間置きに。はい、大変なんですからね。私も志津川に住所置きたい、そんなこと語つとおごられっけどね。

だから、その6地区の地区の順番をどうするか、優先順位を住民の方々が納得できるような説明をしてもらいたいわけ。こごが1番ですよ、こごが2番ですよ、それにはこういう理ですからこうなりましたよという地域の方々が納得いけるような優先順位を決めてほしいということですよ。そごなんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼しました。地域の順序ということになりますと、一つの例を挙げますと、ばなな漁港3地区がございます。当然、物揚場工事をするに当たっても時間差がございました。早く終わったところ、もう完成して既に使ってるところ、それから現在も工事してる箇所、それぞれございます。当然議員おっしゃるように早く終わったところは何も問題はなくて、遅くなったところはかなりいろんなご批判をいただいているという状況だと認識しております。ですから、その辺を考慮しながら逆回りというのも変でございますけれども、基本的には逆回りで持っていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。はい。

ほかにございますか。 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 議案第99号の中の石浜漁港です。これについて、まず工事外の部分に残存があるわけですよ。コンクリート破片、大規模なものが、これ地元の皆さん、本当に困っています。早く処理してもらいたいと、残存なければもう少し港内有効に使えるんだというような声もあります。それとですね、南防波堤、南防波堤の一番根っこの部分、これこの事業原形復旧ということであるんですが、原形復旧で果たしてもつのかなと、高さだけ上げていいのかなと、見積もりっていいますか、もう少しタイプよくできないのか。肉厚にできないものかなと。中には、このままだ片側だけ上げるということは税金の無駄遣いだというような声も地元にあります。ですから、変更は難しいだろうとは思いますが、やはり後々ですね、また何ていうか、手をかけないようなそういうような進め方ができればそれでやっていただきたいと。

それからですね、100号のばなな漁港の中山、馬場地区です。当時、この中山の沖防波堤、どのような誰が設定してこのようにしてやったのかちょっと定かでありませんが、これができたことによってですね、馬場地区の防波堤の根元が相当、何ていいますか、波が強くなつてんですよ。これ何年か前にもこの話をしまして、ここを補強するんだというような方が今いないんですがね、そこの中には、この辺あたりの考えはどうなっているのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問3点ございましたので、それぞれお答えをしていきたいと思います。

1点目、港内に震災による残存物、多分消波ブロックとかそういうものだというふうに思っております。これにつきましては、今回復旧に当たりまして利用できるものは再利用するという、そういう考え方でございますので、一旦陸上に上げてみてですね、使えるんであればまた元の位置に戻しますし、使えないんであれば処理をするという形になります。なるべく早目にワカメシーズンの始まる前にできれば、そういう作業ができればなと考えておりますので、そこはまた業者のほうと施工計画の中でご相談をしていきたいというふうに考えております。

それから、南防波堤の補強につきましては、大変これは地元の皆さん言うこともわからないわけではないんですけども、制度上の問題ございまして、一旦はやはり原形復旧ということで持つていかざるを得ないと、新たな状況変化等があってですね、あれば、またそれは再

度補強という工事にならざるを得ないというふうに考えてございます。

それから、中山地区の沖防波堤の設置による影響でございますが、私の記憶が正しければ馬場の防波堤の裏に消波ブロックを入れるという案ではなかったかなというふうに考えております。

ただ、ここもちよつと記憶によるものでございますので、当時の計画、まだその前任者がおりますので確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ひとつね、その辺後にしてください。1つ目、この残存ね、ブロックじやありませんよ。これ何か、何ていいますか、大きなセメントの固まりですから、どっか土どめしたところかどつか、がばっとへげてきたやつですから確認してください。そして早く撤去していただきたい。

それから、2点目の防波堤の根元、つけ根の部分、これまた何か、一回復旧して、何か後であればまたやるというようなことなんですか。だからそれやったんでは二度の手間、経費も余計かさばるんじゃないですか。だからできないものがって言ってんですよ。

それからですね、この馬場地区の場合はこの辺の防波堤もかなりきやしやなもので、大体外洋に面して、しけになった場合、波が高くなつた場合は、南のほうからというのは余り影響ないんですよ。この外洋の漁港は。北東方面から来る風、波、これが相当被害を出すわけですよ。ということは、どう考えてもこのような設計だと、まあ通路つくつてるようなね、そのような状況なんですよ。ですから、その辺あたりを十分考慮した上で復旧工事に当たっていってもらえば幸いかなど、そう思つております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 港内の残存物につきましては、現地を確認をさせていただきまして、その種類を特定をさせていただきたいと思っております。

それから、南防波堤の補強につきましては、今回の事業はあくまで災害復旧ということでございます。原理原則を申し上げれば原形復旧ということになりますので、安定計算上問題がなければ前のままという形にならざるを得ないのかなというふうに考えております。この辺だけはご理解をいただければと思います。

それから、馬場の防波堤の復旧でございますけども、72ページをちょっとお開きを願えればと思います。先ほど沈下量に相当する部分のかさ上げをすることでお話をさせていただきました。

ただ、ここにつきましては、現在の防波堤がかなり幅が狭いもんですから、それが高さを上げるということになりますとご指摘のようにかなり危ないといいますか、きやしやなものが高くなるということになりますので、計算上かなり不安定になりますので、ここにつきましては1メーター腹づけをさせていただいて、それからかさ上げをするという工法をとっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第99号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は45分といたします。3時45分といたします。

午後3時30分 休憩

---

午後3時45分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第25 議案第101号 工事請負契約の締結について

日程第26 議案第102号 工事請負契約の締結について

日程第27 議案第103号 工事請負契約の締結について

日程第28 議案第104号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君）　日程第25、議案第101号工事請負契約の締結についてから日程第28、議案第104号工事請負契約の締結についてまで、以上本4案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君）　ご異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本4案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま一括上程されました議案第101号から議案第104号までの4議案、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した歌津の泊浜地区、館浜地区、舟沢地区、伊里前地区、及び戸倉の松崎地区、波伝谷地区、原地区に整備する防災集団移転促進事業用地の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君）　それでは、議案第101号からの工事請負契約の締結について細部説明させていただきます。先ほどの用地取得と一部重複する説明になる部分もございますが、ご了承いただきたいというふうに思います。議案関係参考資料の75ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、防災集団移転促進事業（泊浜団地外）造成工事でございます。本工事につきましては、大きく分けますと泊浜団地8区画、館浜団地19区画分の2つの団地造成工事でございます。

入札の結果については、記載のとおりでございまして、工事期間は27年の1月30日までと設定してございます。

次に、76ページ・77ページにそれぞれの位置図を添付してございますが、76ページの泊浜団

地でございますが、西側に県道泊崎半島線、東側に町道大磯線、大畠線にアクセスいたします。現況が主に畠、山林の丘陵地でございます。

77ページの館浜団地につきましては、津龍院の北側に位置してございまして、町道館・稻渕線沿いの南側、北側の2つに分かれている団地でございまして、こちらも現況が畠及び山林となってございます。

78ページからは土地利用計画図ですが、最初に泊浜団地の計画をご説明いたしますと、8区画となってございます。造成面積が約1.4ヘクタール、団地内の宅盤の高さは海拔約28.5メートルから32メートルの計画となっております。黄色く着色された部分が宅地でございまして、主な工種といたしましては敷地造成の土木工事のほか、幅員6メートルの取りつけ道路、区画道路、総延長が約490メートルとなってございます。そのほか水道管の布設工事でございます。

次に、79ページの館浜団地でございます。南側に12区画、北側に7区画、全部で19区画の宅地計画の予定でございます。造成面積が全体で2.29ヘクタール、団地内の宅盤の高さはですね、約25メートルから北団地に活きますと41メートルぐらいというふうになってございます。黄色の部分が宅地でございまして、南側の団地にはオレンジ色に着色しました集会所の用地も計画してございます。こちらも工種的には敷地造成の土木工事あるいは道路整備工事、それと水道管の布設工事でございます。

次に、議案第102号についてご説明いたします。81ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、防災集団移転事業（伊里前地区枡沢団地）でございます。枡沢団地造成工事でございます。計画戸数は59区画の団地造成工事となっております。

入札の結果につきましては、記載のとおりでございます。工事期間は平成28年1月29日までと設定してございます。

82ページをお開き願いたいと思います。位置図を添付してございますが、右側のオレンジ色の部分が枡沢団地の位置となります。団地へのアクセスにつきましては、国道45号から町道管の浜線が交差するところからとなってございまして、45号線を挟み平成の森の西側に位置した、現況が主に山林の場所でございます。

83ページは土地利用計画図となってございます。先ほども申し上げましたが、宅地の区画数、黄色い部分ですが、59区画。造成面積が団地の部分で4.6ヘクタール、全体道路も含めますと6.36ヘクタールとなってございます。団地内の宅盤の高さはですね、海拔約30から40メートルの計画でございます。高さのイメージとしてはですね、この団地の向かい合います平成の

森の林間広場の高さが37.5メーターぐらいの高さになっておりますので、その前後の高さと  
いうふうな形になるのかなと思います。

黄色の部分の宅地のほか、オレンジ色の集会所用地を計画してございます。ほかの団地造成  
工事と同様にですね、主な工種は敷地造成の土木工事、それと幅員7メーターの取りつけ道  
路、それと6メーターの団地内の区画道路、総延長で約2,069メーターを計画してございます。

（「課長、課長ちょっとお待ちください」の声あり）

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関  
係上、全議案審議終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

○復興事業推進課長（及川 明君） 引き続き、議案第103号工事請負契約の締結について説明  
を続けさせていただきます。資料は85ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業（伊里前地区中学校上団地）造  
成等工事でございます。この団地につきましては、56区画の防集の区画のほか、災害公営住  
宅用地として60戸分の敷地造成工事を一体的に工事をするものでございます。

入札の結果につきましては、記載のとおりでございます。工事の期間は、先ほどの桙沢団地  
と同じで平成28年1月29日までと設定してございます。

86ページに位置図を添付してございますが、歌津中学校の北西部に位置してございまして、  
西側が町道石泉線、峰畠線が交差する箇所から新設の取りつけ道路を介して東側の旧町道港  
橋線にアクセスする団地となってございます。現況は、主に山林でございます。

87ページをお開き願いたいと思います。土地利用計画図でございますが、団地の計画を簡単  
にご説明いたしますと、黄色の着色の部分が防集による造成団地の部分でございます。赤く  
着色なった部分が災害公営住宅の敷地でございます。オレンジ色の公益的施設用地といたし  
まして災害公営住宅の東側に位置するオレンジの部分につきましては、伊里前保育所用地と  
して計画してございます。西側のオレンジ用地につきましては、障害者福祉関係の施設用地  
として見込んでございます。中央の右側にございますオレンジ色の部分は集会所用地でござ  
います。全体の造成面積は6.36ヘクタールとなってございます。団地内の宅盤の高さはです  
ね、41メーターから45.5メーターほどとなってございます。

主な工種は、これまでの団地の同様土木工事、造成工事という土木工事のほか幅員9.5メー  
ターから12メーターの幹線道路、それと7メーターの取りつけ道路、道路事業による取りつ

け道路、団地内の6メーターの区画道路整備、これら総延長が2,297メーターほどございます。これと付随する水道管の布設工事が種な工種となってございます。

最後に、議案第104号になります。資料は89ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、防災集団移転促進事業（松崎団地外）造成工事となってございます。本工事につきましては、波伝谷の松崎団地、波伝谷団地、津の宮の原団地の3団地の造成工事でございます。

入札結果につきましては、記載のとおりでございます。工事期間につきましては、平成26年11月28日までと設定してございます。

次に、90ページが位置図となってございます。それぞれの3団地について記載をさせていただいております。

なお、津の宮の合羽沢団地につきましては計画、用地取得が早かったということで別途発注済みとなってございます。

91ページからは土地利用計画図でございます。91ページは波伝谷松崎団地でございます。波伝谷魔王神社の東側に位置しております、町道一枚田線、それと今後ルート変更が予定されております新しい国道398号からアクセスする丘陵地でございます。宅地は全部で19区画でございます。団地の造成面積につきましては、2.32ヘクタールとなってございます。黄色い部分が同様に宅地の部分でございまして、オレンジ色が集会所用地を計画しているものでございます。

次に、92ページになります。波伝谷団地でございます。こちらにつきましても同じくルート変更が予定されております新しい国道398号からのアクセスということで最終形を見込んでございます。現況は、主に山林となっております。宅地部分が13区画で全体の造成面積が1.41ヘクタールとなっております。黄色の部分は宅地でございまして、オレンジ色の集会所用地も計画してございます。

最後に、93ページになります。津の宮原団地でございます。津の宮地区の国道398号からアクセスして津の宮生活センター、ここは被災を受けてございませんが、その東側に位置した現況が主に山林、畑というところでございます。区画数については6区画、造成面積が全体で0.95ヘクタールとなってございます。主な工種はこれまでと同様敷地造成の土木工事のほか幅員6メーターの取りつけ道路、区画道路、延長が736メーターとなってございます。あわせた水道管の布設工事も施工する計画となってございます。

少し長くなりましたが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 103号ですね、伊里前中学校の上団地、<sup>かみ</sup>上団地、<sup>うえ</sup>上団地、ここで先ほどの説明ですと、図面を見ましてピンクですか、オレンジ色が障害者福祉施設の建設予定だというようなお話をなされましたけども、具体的にどういった建物なのか、それいつころからやる予定なのかですね。

それから、名足地区の集団移転の土地の関係ですが、これどういうふうな状況になってるのかですね、ここ一番遅いところでね、よそは皆終わってんですが、これから設計をして造成に入るということになるといつごろから具体的に見えてくるのか、その辺の状況などもおわりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 障害者施設の関係でございますが、伊里前の防集のほうに参加をしたいというようなことで、被災前にですね、歌津地区において風の里というようなことで洗心会がやっておりましたが、被災後もできれば南三陸町内で事業を継続したいと。今のところ仮設のプレハブで、今この下で実証しておりますが、できれば被災後も続けたいというようなことでございましたので、できればその意を酌んでですね、ぜひ土地の提供をしたいというようなことで詰めております。実際にはまだ全然設計等も済んでおりませんし、今から詳細について協議をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ご質問の名足石浜団地でございます。議員ご指摘のとおりですね、年内中発注工事請負契約締結までを当課の目標として進めてきてございましたが、用地の関係でまだご承諾を得られてない箇所がございまして、現段階で工事の発注をするという段階までは残念ながら至っていないという状況でございます。ただ、説明は町として何度もさせていただいて、当該所有者の今は返事待ちという状況でございます。

ただ、測量等はですね、本人からもご了解を得て、測量あるいは実施設計については並行して進めておりますので、おくれたとしても当課としては1月中には工事請負契約まで何とかこぎつけたいというのが現在の目標となっております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっとなんですね、その障害者の福祉施設、福祉作業所という形になるんですよね。できればですね、課長もいろいろとおわかりかと思うんですが、何ていいま

すか、入居施設までね、入居施設までやってもらうような要望等もね、この洗心会さんのはうにお願いできないのかなと、作業所はいいんですけども、やっぱり親御さんとしてみればこれから入居施設が希望されてくると思いますんでね、作業所と並行して入居施設の建設の要請ですね、町として、その辺町長どう考えてますかね。障害者の入居施設の建設ということに当たりましてね、その辺の考え方、これから町としての福祉の関係の事業としてね、どう考えておるのか。

それから、そうしますと地権者の方からまだ承諾もらってないと、まあ内諾は得ているという感触でよろしいのかな、測量もしてるし、図面もできるということになると、その辺いい方向にいくでしようから、課長胸、少し胸っこ張ってっさ、不安でわがんねんだね。地域住民としてみるとね、少しどんと構えて大丈夫ですというぐらいに語ってもらうとね、暗い時期にね、明るい兆しが見えてきたみたいな感じで、あしたに向かって頑張ろうというようく地域住民がなるわけですから、その辺課長へなへなってでだめだがらね、もう少しばんと胸を張ってやってもらわないとね、どうですか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 洗心会の方々、当町にお入りになる際にそういった将来的には入居といわゆる入居というか、そういう施設も必要だというふうな認識でお入りいただいておりますので、改めて町のほうからもその辺をお願いをしたいというふうに思います。洗心会さんだけでなく周りからものぞみさんとか含めてですね、やっぱりどうしてもお父さんお母さんが高齢になると大変だという思いがございましたので、そういう要請等もございましたので、その辺含めていろいろ検討させていただきたいと、要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 正直胸を張ってという部分までは至らない状況ではございますが、ただ当該所有者の方もですね、いわゆるまるっきり協力しないということではございませんで、細かいすり合わせに時間がかかっているというところでございますので、方向的にはおおむね一定のご理解は得られているという感触でございます。こういう状況も踏まえてですね、来週には地域の入居予定者の方々には、その状況をご説明する機会を設ける予定でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。103号の中学校上団地の関連なんですけれども、先ほど

三浦議員がおっしゃったように伊里前保育所と黄色い色塗りなんですけれども、福祉の部分ということで、まだこれは定まってないと先ほど課長のほうから話がありましたけれども、できればですね、別々になってるようですので、これを一体化して住宅、黄色い部分が寄せ集まるような関係で、同じ担当課だと思いますので、その辺横の連絡をとりながら、議会でこうしなさい、ああしなさいということは言えないんですけども、その辺の協議してから、また保健センターなどはどうなんですかね、こここの公共用地の部分に保健センターは含まれてるんですか。そこまでまだ検討はしてないんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目の保育所、それから障害者の施設の方の一体化というようなお話でございますが、これにつきましては、この用地のいわゆる形状の問題等もございましてこういうような配置になったというような経緯がございます。その辺につきましては、障害者施設の先ほどお話しました洗心会さん、それからうちのほうとの協議を含めてですね、隣接したような形になれるどうかと、それから担当課でございます事業推進課のほうと詰めてまいりたいと、そういうふうに考えております

それから、保健センターにつきましては、基本的には復旧はしたいというようなことなんですが、支所の位置とのいわゆる調整がございますので、できれば支所と隣接をしたような形で保健センターを復旧したいと、そういうふうに考えておりますので、支所の位置等につきましては、歌津地区のいわゆる協議がまだ残っているというようなことでございますので、後刻、後でお知らせをしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まだ位置的なものが決まってないという判断でよろしいんでしょうか。それについて加えて学童保育の場所とか、そういうもろもろもあるので、使う側とすれば同じスペース、同じ場所にあったほうが利用しやすいし、流れからしても皆さんに行きやすい、間に住宅があったりといういろんな行事するとか、一緒に遊ぶという流れが途絶えてしまうので、そういうことのないように、できるだけ使いやすいようにしていただければ幸いだと思いますので、これは要望ですけれどもね、よろしくどうぞお願いいいたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃ、6番今野です。この団地造成の完成する時期なんんですけど、28年ということで、大きいところは、早いところで26年、来年ですか、あと再来年、大きいところの団地の人たちはそれまで待てるのかというか、そこを課長、確認というんですか。アン

ケート、その他要望でとてしっかりしてるんでしょうけど、話に聞くとどんどん家を建ててる、別の場所に建ててる人も多いと聞くんですけど、果たして全部埋まるのかという心配ですね。こんな何億、何十億かけて、その件。そういった場合に、例えば今100坪とかつていうんですけど、空いたような場合は、今後の課題なんでしょうけど、1軒で隣も調達できると、そういうことはできるのかどうか。今の時点でこういうことを言うのは一生懸命やってる執行部の方には申しわけないんですけど、その点確認させていただきたいと思います。

あと、もう一点は造成工事なんんですけど、私選挙のときも言ったんですけど、店の前をダンプがいっぱい通ってたんですけど、そのダンプがなぜこういった造成にいち早くできなかつたのかというと、私詳しくないんでいろんな用地買収計画その他あるんでしょうけど、そこを例えばこれからお待ちいただく、待っている仮設等に入ってる人に説明するときにどのように説明すればいいのかということで、ここで伺いたいと思います。

また、もう一点なんんですけど、90ページ、戸倉の松崎団地についてなんんですけど、この図面で見る限りでは、まあ私の店もそうなんんですけど、近くに大きいホテルがあって、そこから見える景観というのが壊れないかという、例えば団地が、この図面ですと多分大丈夫だとは思うんですけど、そこはどういうふうになってるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の工事がここまでかかって果たして入居者が待っていられるのかというご質問でございますが、当然工事をする上ではですね、まず位置の問題、用地取得の問題、道路アクセスの問題、さまざまな課題を踏まえてですね、地域の方々とお話し合いをした上で現在に至っているという部分で、本当に区画数どおり全て埋まるのかという部分についてはですね、やはり2年もこれから歳月かかる中でやはり生活環境あるいは世帯の状況がですね、変わってくるという部分もありますので、今手を上げてる方々が全て100%という部分はなかなか難しいものかなと思います。そういった中で、もし空いてる情報があればですね、町としても個別移転を考えてる、あるいは災害公営住宅に入居したいと考えてる方々を中心としてですね、公募をかけて空き区画の募集などをやっていきたいと考えていうふうにございます。

それと景観の部分なんですが、ホテルからちょっとこの辺をじっくりと眺めたことがないので何とも申し上げられませんが、周りが比較的木に囲まれている部分もございますので、余り景観を害するような、損なうような状況ではないのかなというふうに思います。（発言者あり）

答弁漏れございました。100坪といいますのは事業上の制約でございまして、これまでの団地について、志津川市街地以外については、ほとんど参加意向確認書の中では100坪欲しいと、本当は200坪欲しいという方も当然おりますが、事業の制約上であるということはしっかりと説明をさせていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃ、造成工事待てるのかという件に関しては、これは待つ人のあれでしうから、それで例えば造成した宅地が空いた場合のことなんんですけど、そこに私さっき午前中にも言ったような公設民営、例えば町で余裕のある方というのはそこに建物を建てて、そしてそれを町営住宅みたいにして貸すというシステムなんかもいいんじゃないかと思うんですけど、そういうことは可能なのかどうか。普通だと町長得意のPFIということで公設民営というのがあるんですが、私、民設公営みたいなのもこれからは検討していく必要があるんじゃないかと思うんで、実は荒町地区に真ん中辺ごろなんんですけど、民間の方がアパートか貸し家みたいのを建ててるもんですから、そういうことをある程度進めていけば例えばこの予定地で見る7軒とか8軒、ただそれはその地区に必ず住みたいという要望があることでしょうからそれは何ていうんですか、その要望はかなえるべきだと思うんですけど、そうでない、そうでないというのも変な言い方なんですけど、とりあえず仮設を出たいう人の場合はそういうことも考えられるんじゃないかと思います。

それで、あと松崎の件なんですけど、ここは多分大丈夫だと思うんですけど、実は私最近なんですが、松崎の先の部分をかさ上げの工事をしてまして大分できかけてるんですけど、これは個人的なこともあるんですが、私自身もこの向かいに今みなとして住んでるもんですから、この松崎あたりの景観がいっぱい気に入ってるんですけど、ところが朝とかはいいんですけど、夕陽を浴びてちょうどホテルの人たちが入り込みになる時期になると、時期というか時間になると妙に白くというんですか、上がれして、私自身は何かとっても景観損ねているというような感じがするもんです。わからない人にはわからないんでしょうけど、そういう意味合いもあって今回この松崎地区のあれに、上にべろっと見えるようだったらいががなものかと思って質問したわけなんですけど、そういう面でも考慮はしてるのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと前段の趣旨がちょっとよくわからないんですが、住宅再建の事業の場合、どうしても国の支援を得られる関係なものはですね、今のところ災

害公営住宅あるいは防災集団移転事業により自分で家を建てていく方がいわゆる自立再建という形の中で援助を得られると、それとそのほかに個別に移転する方、改めて別な場所に造成して自分で家を建てる方については利息相当分を補助するという制度がございまして、その制度以外の部分への対応になりますと、一度住宅再建が完了したというみなし方をされまるとそういう事業の適用を受けなくなるケースもございますので、その辺は慎重に当たらなければならぬのかなというふうに思います。

それと松崎団地につきましては、ホテル観洋のほうから直接この団地を、見えるということにはならないと。北側にですね、まだ木が残っております、そういうあちら側の景観上は多分目に入ってこないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第101号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第102号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。これより議案第103号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第104号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を

終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第105号 業務委託契約の締結について

日程第30 議案第106号 業務委託契約の締結について

日程第31 議案第107号 業務委託契約の締結について

日程第32 議案第108号 業務委託契約の締結について

日程第33 議案第109号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第29、議案第105号業務委託契約の締結についてから日程第33、議案第109号業務委託契約の締結についてまで、以上5案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本5案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本5案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第105号から議案第109号までの5議案、業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した志津川市街地における志津川東地区津波復興拠点整備事業、志津川中央地区津波復興拠点整備事業、志津川西地区防災集団移転促進事業、志津川復興拠点連絡道路等整備事業及び志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に係る業務委託契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） それでは、議案105号から109号までの5議案について細部説明させていただきます。

まず、5議案に共通する事項といたしまして、町とUR都市機構の関係について簡単に説明、前段で説明させていただきます。

町とUR都市機構の間では、平成24年8月に南三陸町復興整備事業の推進に関する協力協定というのを締結しております。中身としましては、志津川市街地で実施する復興事業につきましては、町とUR都市機構の間で協議を行い、協議が整ったものから、その事業を受託するという内容になってます。今回の議案、5議案につきましても、この協力協定に基づき協議いたしまして、事業認可等の事務処理が整ったことからUR都市機構と業務委託を締結するものです。

それでは、議案第105号について細部説明させていただきます。議案参考資料にて説明させていただきます。資料96ページお開き願います。

業務の名称ですが、志津川東地区津波復興拠点整備事業他業務委託です。業務の範囲は志津川地区の高台東地区のうち既に工事着手している東工区、赤字で契約済となっている工区を除いた着色しております西工区、北工区合わせて約19.4ヘクタールで、2工区の計画戸数は防災集団移転による宅地185戸、災害公営住宅307戸分の造成に係るものです。

なお、造成戸数については現時点での計画戸数であり、今後の意向確認などを踏まえて見直しが生じるものです。

着色の凡例については、資料右端のほうに記載しておりますが、黄色い部分が防集事業による宅地、赤斜線部分が災害公営、緑部分が公園、紫部分が集会所予定地、赤色、ちょっとピンクっぽい赤色部分につきましては公益的施設用地などとなっております。

なお、公益的施設につきましては、現在まだ検討中でありますと、具体に施設が決定するものではありません。

造成地内の基盤高、造成高なんですけど、高さ的には約TP60メーター程度のほぼ均一な造成盤となり、区画道路もほぼ勾配がない道路となる計画です。また、隣接する東浜団地の地盤高ともほぼ平行となります。

工事概要ですが、資料右下、委託費内訳の今回契約予定というところに記載しておりますとおり、切土92万立方メートル、済みません、以降立米と言わせていただきます。盛土18万立

米、発生土運搬74万立米の造成工事をUR都市機構に業務委託するものです。

なお、発生残土につきましては、低地部の区画整理事業へ場外搬出し、低地部でのかさ上げの盛土材として使用します。施工期間は平成28年3月31日までを予定しております。

ここで、本業務委託について補足説明させていただきます。

参考資料のですね、左上の※のところに記載しておりますとおり、本業務の全体計画は約73億円、委託期間は平成29年度の上期、9月末まで、工事数量につきましても委託費内訳に記載しております「今回契約予定」というところと「増額予定」と併記しているもの、これを合わせたものとなり、本来であればこの約73億円ベースでURとの業務委託を締結すべきものですね。

しかし、東地区については、土地利用フレームなどの計画見直しについて10月にですね、ようやく復興庁からの了承を得られまして、またこの変更計画に基づく復興交付金の配分が11月末以降となることから、現時点で73億円という契約ができない状態となっております。

ただ、しかしですね、一日でも早く工事着手するというするべくですね、当初計画で了承されていた範囲で今回業務委託を締結するというふうにしたものです。

なお、残りの31億円分に相当する業務につきましては、本議会の補正予算でも計上している債務負担行為に係る予算措置のご承認をいただいた上で11月末以降の交付金の配分をまって、早ければ12月の定例会で31億円の増額、工期も平成29年度上半期までとした変更契約を行わせていただきます。

また、下段のほうに工程表を記載しておりますが、工期の完了時期が27年度から29年度となってます。これにつきましては、事業が2年もおくれたのではなくてですね、当初から28年度・29年度に別契約、別発注で行う予定だった公園整備だったり、のり面の処理だったり、あとは上水道などの設置工事、それに係る舗装工事などを今回の業務委託の中で一括して施工することとしたため、平成29年度までという工期を設定、予定しております。

住宅の宅地の分譲につきましては、これまで住民説明会などでも説明してきたとおり、平成20、早い箇所、街区におきましては、平成27年度の上半期以降、造成工事が完了した街区から順次分譲を開始する予定です。

なお、実際の工事の施工業者につきましては、本年4月の臨時議会でご説明し、ご了解をいただいておりますとおり、既に志津川市街地の複数地区を一体的に整備する手法としてCM方式による飛島・大豊・三井共同建設コンサルタントJVでの施工が予定されております。

本業務地区については、次期整備地区として位置づけられていることから、本議案の業務委

託のご了承得られればUR都市機構がCM業者へ新たに追加契約とすることにより速やかに工事に着手されるものです。

続きまして、議案第106号について説明させていただきます。同じく参考資料について説明させていただきます。資料99ページお開き願います。

業務委託名につきましては、志津川中央地区津波復興拠点整備事業他業務委託です。業務箇所は志津川の高台中央地区、着色しております約17.3ヘクタールで、防災集団移転による宅地145戸、災害公営住宅200戸分の造成に係るものです。

なお、造成戸数につきましては、現時点での計画戸数でありますので、今後見直しが生じます。

着色について凡例示しておりますが、黄色い部分が防集事業による宅地、赤斜線部分が災害公営、緑部分が公園、紫部分が集会所予定地、ピンク色、赤色部分が公益的施設用地となっております。造成地内の基盤高、造成高なんですが、地区内北側の高いところでTP約41メーター、図面にもFHと書いてますが、TPと置きかえていただいても結構です。TP41メーター、南側の低いところで約18メーター程度となっており、ひな壇のような造成基盤となります。住宅地のイメージを資料右下のほうに記載しております。ひな壇のようにはなるんですが、全てにおいて南斜面、南側を向いたような造成のひな壇というふうになります。

工事概要ですが、資料右下、「委託費内訳」というところに記載してあるとおり切土154万立米、盛土53万立米、発生土運搬101万立米の造成工事、そのほか区画道路、L=4.5キロメートル、街区公園2カ所、上水道設置工事などの工事をUR都市機構に業務委託するものです。

なお、発生残土につきましては、低地部の区画整理事業へ場外搬出し、かさ上げの盛土材として利用します。

施工期間は平成28年3月31日までを、予定しております。

これにつきましても、ちょっと本業務について補足説明させていただきます。

こちらも資料下段にですね、工程表を記載しておりますけど、27年度から29年度、完了時期ですね、完了時期は27年度から29年度となっておりますが、これにつきましても先ほどの議案である東区と同様な理由によって今回の業務委託の中で全ての工事を一括して施工するというふうにしたためです。

宅地の分譲につきましては、同じようにこれまで住民説明会などでも説明してきたとおり、平成27年度の上半期以降造成工事が完了した街区から順次分譲を開始する予定です。中央地区につきましても、実際の工事の施工業者につきましては、先の議案である東地区とどうよ

うにCM方式による飛島JVでの施工が予定されております。

続きまして、議案第107号について細部説明させていただきます。参考資料102ページお開き願います。

業務委託名が、志津川西地区防災集団移転促進事業他業務委託。業務範囲は志津川地区の高台西地区で着色しております東工区・西工区合わせて約8.3ヘクタール。2工区の計画戸数は防災集団移転による宅地90戸、災害公営住宅80戸分の造成に係るもので。造成戸数につきましては、先ほどの2団地と同様、今後の意向確認などによって見直しが生じるもので。

着色につきましては、黄色い部分が防集事業による宅地、赤斜線部分が災害公営、緑部分が公園や緑地、紫部分が集会所の予定地となっております。

造成地内の基盤高、造成高ですが、図面にもFHというふうに表示しておりますが、そのうち東工区では工区内の東西で約4メーター程度の段差があるのですが、現在FH33メーターとなっているところを1メーター程度高くするよう設計を見直しておりますので、街区ごとに多少の段差は生ずるんですが、ほぼ平らな造成盤となります。区画道路も、ほぼ勾配がない道路となる計画です。また、隣接する志津川高校の地盤高からは、志津川高校の地盤高がGHで30.7メーターとなってますので、約6メーター程度高くなる、高くなり、校舎、3階建ての校舎のほぼ2階部分より上というような造成地となります。

西工区につきましては、工区内の東西、同じように東西で約5メーター程度の段差となり、街区単位で段差が生じ、道路勾配も約6%となるような造成となる予定です。現在ですね、余り段差が生じないように再度造成高のほうは見直しております。

工事概要ですが、資料左側「委託費内訳」に記載しておりますとおり、切土79万立米、盛土1万立米、発生土運搬78万立米の造成工事、そのほか区画道路や公園、上水道設置などの工事をUR都市機構に業務委託するものです。

施工期間は平成28年3月31日までを、予定しております。

ここにつきましても、補足説明させていただきますが、工程表、資料下段に工程表示しておりますが、完了時期が27年度から29年度となっておりますが、こちらも先ほどの2団地と同様に28年度以降に予定していた工事を今回の業務の中で一括して行うこととしたためです。

宅地の分譲につきましても、同様に27年度の上半期以降、造成工事が完了した街区から順次分譲を開始する予定です。

また、実際の施工業者につきましても、CM業者による飛島JVでの施工が予定されております。

続きまして、議案第108号について細部説明させていただきます。議案参考資料105ページお開き願います。

業務名は、志津川復興拠点連絡道路等整備事業他業務委託で、業務範囲は志津川地区の高台3地区を結ぶ資料上段の赤着色してある復興拠点連絡道路と高台東地区と低地部を結ぶ赤色で着色してある高台避難道路、合わせて約3.4キロです。復興拠点連絡道路は延長約2.7キロメートル、幅員12メートルで片側歩道となっております。標準幅員を記載しておりますが、車道の幅員が7メートルとし、車幅2.5メーター程度の大型トラックが路肩に2台停車していくも車幅2メーター弱の緊急車両など一般車両が通れるような幅員となっております。

高台避難道路につきましては、延長が0.7キロメートル、幅員は8メートル、こちらにつきましては歩道はなしとなっております。標準幅員を掲載しております。

工事概要ですが、資料右下「委託費内訳」というふうになってるところの「今回契約予定」に掲載してあるとおりです。道路詳細設計のほか準備工、これは立木の伐採や仮設工、土工などの造成、擁壁、排水工、舗装、道路附帯工などの道路当時をUR都市機構に業務委託するものです。

施工期間は平成28年3月31日までを、予定しております。

こちらにつきましても、補足説明させていただきますが、先ほどの議案、東地区、議案の105号ですかね、同様に業務費も今回とりあえず既決されている予算での契約となっております。

続きまして、議案第109号について細部説明させていただきます。資料108ページお開き願います。

業務委託名が、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業他業務委託です。

業務箇所は志津川の旧市街地低地部で、着色しております約60.1ヘクタールにおいて、国道・県道・河川・漁港などと一体的な都市基盤の再整備を行い、安全でより魅力的な商業や観光産業を再生することを目的としております。

着色の凡例、右端に記載しておりますが、ちょっと印刷の関係上、同じような色が混在してしまい、色の判別がわかりづらくなつて申しわけございません。簡単にちょっと色の説明させていただきますが、志津川小学校東側の黄色い部分につきましては企業の誘致ゾーン。上の山の南側のピンク色と赤い部分につきましては、それぞれ沿道の商業地や近隣の商業地。その南側の水色部分が水産系の土地利用、上の山の西側の少し濃い黄色部分は観光や交流の拠点、志津川小学校の西側の緑部分と黄緑部分につきましては、それぞれ自然体験ゾーンと

公園となっております。また、細長く帯状になっている箇所が、それぞれ国道45号や398号、県道などのつけかえ、また東西に新井田川、八幡川、南側、海側の南には防潮堤L1津波高であるTP8.7メートルまでかさ上げされます。

各ゾーンの造成高を表記しておりますが、基本的に防潮堤や河川堤防の高さ、TP8.7メートルよりは高く造成することとしており、景観及び津波や高潮に対しても安全な市街地を整備するものです。

工事概要ですが、資料左側の「委託費内訳」に記載しておりますとおり、測量や調査設計一式、造成費、街区道路などの工事をUR都市機構に業務委託するものです。

なお、かさ上げに必要な土量につきましては、高台3地区で発生する掘削残土を受け入れてかさ上げするかさ上げの盛土材とする予定です。

施工期間は平成28年3月31日までを、予定をしております。

こちらの議案につきましても、補足説明といたしまして工程表につきまして、完了年度が27年度から30年度というふうになっておりますが、こちらにつきましても先ほど来の議案と同様な理由で全ての業務を今回の中で一括して行うこととしたために最終年度の換地の公告だったりとか、そういうのも今回の業務の中に入りますので、平成30年度までというふうにさせていただきました。

また、実際の工事の施工につきましては、高台3地区と同様にCM方式により飛島JVでの施工が予定されております。

以上が、議案105号から109号に関する細部説明でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 選挙も終わりまして、本日の臨時会でそれぞれ財産の取得、それから工事請け負いの契約、それから業務委託契約と、まさに復興のつち音が目の前に迫ったなというふうな感じがいたしております。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、2点ほどお伺いいたします。1つは参考資料の96ページからお伺いしますが、いわゆる東地区の復興拠点整備事業でございますが、いわゆる黄色の部分の防集団地、災害公営住宅の、いわゆる現在東浜団地の左側ですが、黄色の部分ですね。ここに現在あさひ幼稚園が位置しておるわけでございます。先ほどの説明の中ではいわゆる東浜団地と同レベルのいわゆる整地をするんだというお話でございまして、ご案内のことおり現在のあさひ幼稚園はあの位置に位置するわけでございます。そして、さらに改選前

の民生教育常任委員会の所管事務調査の中で公私立の幼児教育の実態という形で所管事務調査をしたわけでございますが、その調査の中であさひ幼稚園、法人でございますが、平成学園の立場としては、いわゆるそういう計画の流れの中で基本的には現在の建物は活用せず、いわゆる中央地区あたりに新たに新設をしたいんだというふうな意向のようで、でき得れば現在の建物、何かもちろん皆さんご案内のとおり大変歴史ある大雄寺の杉並木の塩害木を活用した施設でございまして、非常に歴史のあるそういう建物でございます。それで建物の構造そのものは、いわゆる組立式というか、外して移設できるような鋼体になっておるということでございまして、その活用について何かいい方法がないかなというふうな法人側のご意見でございました。

したがいまして、法人単独ではなかなか大変なんだろうという形の中で議長への報告の中では、いわゆる官とともに、いわゆる行政とともに一緒に検討すべきではないかというふうな報告いたしておりますが、その辺の考え方方がいかなるものかちょっとお伺いしたいと。

それから、もう一点でございますが、西地区、102ページでございますか、これも先ほど7番議員もお話したようでございますが、いわゆる西地区、東と西に分離されるような形になったわけでございますけれども、いわゆる特に東地区、これについては中瀬町行政区のほとんどの方が、いわゆる防集移転あるいは災害公営住宅入居という形で希望しておるわけでございまして、いわゆるこの図面の下のほうには若干ながら9戸ほど残った既存住宅がございます。さらには幸い災害、仮設住宅建設されておりまして、それを利用したいわゆる自主移転という形が相当今後四、五件見込まれておるということでございまして、いわゆる道路の接続ですね。先ほど防集事業の中では、その道路事業まで認められないという課長のお話でございますが、この図面の中ではその線引きがなされていないわけでございまして、そういうものが今後検討されるのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、1点目につきまして、あさひ幼稚園の件ですが、議員おっしゃるとおり材料について非常に貴重なものだということは認識しております、今その移転方法について具体にですね、幼稚園側と交渉させていただいてます。我々も東のほうの造成工事の造成の段取りとかスケジュール等にらみながら、どうやって移転していくらいいかということを、移転方法を含めてですね、今相談させていただいてますので、幼稚園側の意見をある程度反映した形で交渉されるのかなというふうに思ってます。

2点目の西地区の道路の件ですが、図面、資料ですね、102ページのちょっと見ていただき

てですね、志津川高校とこの東工区のちょうど間あたりにちょっと細い道路を入れさせていただいているんですが、あくまでも防集事業で接続する、整備できるというのが、基本的には1道路というような、これは変わりないんですが、やはり緊急時等1本ではということもありますので、緊急時に志津川高校の、今の高校に向かう高校専用の道路をですかね、そちらのほうを緊急時には通行できるように今教育、県のほうとですね、管理者のほうと調整させていただきまして、協議が整えば、緊急時に限ってこちらのほうにアクセスして物理的には車の往来ができるようにさせていただこうかなということで今調整しております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 理解したわけでございますが、現在相談、幼稚園のほうですが、相談中ということでございますが、あの木材建築の活用ですね、具体的にどういうふうな活用ができるのか、かなりの材料ですんで、あれを切り刻むというわけにはまいりませんので、そもそも中を見ますと構造そのものがいわゆる幼稚園ふうな間取りというか、そういうものになってますからね、どういうふうな活用をするのかなと。そういう部分も方向的なものを考えているのかなと。その点、1点。

それから、西地区の道路の関係でございますが、かなり、課長そうおっしゃいますが、勾配も相当あるわけですね。あそこ。あの道路がね。今言った道路。したがって、かなりそういう連絡道というかですね、今言ったような道路としては機能的には大分厳しいんではなかろうかというふうな思いがするわけでございまして、やはりもう少し安定した、もう少し厳しくないルートというか、そういうものが検討されないのかどうか、その辺もう一回お聞きします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、幼稚園の件につきましては、現段階で交渉する時点ではですね、まず一旦大雄寺の駐車場に一旦仮設、今の保育所をですね、そのまま一旦ばらして、もう一度そっちのほうにもう一回つくり直しましょうと。その間はどっかの公民館をお借りして園のほうは運営すると。仮設で、一旦駐車場に仮設した後に中央地区なりの高台造成が終わるのをにらんで本移設ということで考えてるというふうに聞いてます。本移設する際にもう一度今回のようなログハウスふうの、あのものを移設するかどうかというのは、まだまさに調整させていただいているところです。

で、2点目の道路につきましては、これはほかの防集事業と同じようにですね、やはり復興交付金事業での接続道路というのは1本だけというふうなルールになってますので、町道の

整備等できないかですね、もうちょっと図面とあと高さ見てですね、検討させていただきた  
いと思ってます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 一時大雄寺の駐車場に移設をして一時活用するんだということでござい  
ます。いずれにしましても因縁のあるというか、歴史のある全くそういう杉材でござります  
んで、やはりこの復興事業の中でですね、将来に向かって語り継がれるようなですね、そ  
ういう施設の今後の活用というのも望むものでございます。

それから、道路につきましても、西地区の道路につきましても理解はいたしましたが、いづ  
れ今後の町全体の道路網計画ですが、そういうものにもかかわってくるんだろうという想  
いがするわけでございまして、そういう全体の中でですね、ぜひそういう安心安全というか、  
通行しやすいような道路設計にしていただくようお願いして終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。説明資料の中の108ページ、議案で申し上げますと109号  
になりますけれども、先ほどの道路関係なんですけれども、この中の道路ですね、現在の道  
路と比較しますとちょっと、現在が新井田川を渡ってる状況なんですけれども、これを見ま  
すと新井田川を渡らずに、道路がちょっと理解できないんですけれども、どういうふうに道  
路が通っていくんでしょうか。それが1点と、それからベイサイドから、ベイサイドの防集、  
東から下りる道路ですね、これが2カ所、新井田川に下りてきてるんですけれども、その辺  
がどのように道路につながっていくのか。この2点を、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 済みません。説明不足で申しわけございません。

まず、国道につきましては、資料見ていただいておりますとおり、現在のこの新井田川、水  
色で塗られてるあたりがちょうど国道45号になつてます。それで上の山と書かれているとこ  
ろと黄色で着色してるところの境、細い帯状ですね、こちらが現在今新井田川がちょうど走  
ってるあたり、流下してるあたりで、将来こちらが国道45号になります。現在のちょうどセ  
ブン、仮設のセブンイレブンがある前の国道45号、あのあたりはちょうど新井田川になると。  
まるっきり河川と国道がつけかわるような計画になつております。

で、2点目のそれぞれ高台からのアクセスということなんですが、要は新井田川が今の国道  
45号側につけかえなることから、高台から下りてきた際には一旦新井田川の橋、新井田川に  
橋をかけまして国道45号のほうに通行していただくというふうな計画になつております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 2カ所、東から下りてくるところ2カ所あるんですけれども、2カ所とも新井田川を渡るというような計画でしょうか。そうすっと大分この国道というものは上の山の山沿いを走ってくる形になるんでしょうか。——はい、承知いたしました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

これらの工事が、都市再生機構に委託ということですが、これまでの計画の作成に当たって地域住民の意見を、どのように取り入れてきたのか。また、これから事業を推進していくに当たってどのように取り入れていくのかということを、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） U R都市機構を踏まえまして、町の担当課といたしましても対地域住民の方々に対しましては地元の説明会等、近々ではこの7月・8月ですかね、にもやらさせていただいてたり、あとまちづくり協議会の中でも議論させていただいたりということをさせていただいています。また、区画整理におきましても具体に土地を換地される方々を対象にですね、個別に面談しながら土地活用について1軒、1軒個別の相談会というのも開催しております。

ということで、ある程度区画整理、高台へ移転される方々の意見というのは、町としましても把握しているというふうな状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今後どのようにまた地域住民と話し合いが行われていくか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 今後につきましては、まずまちづくり協議会と引き続き議論させていただきますとともに、それぞれ高台、東地区、中央地区、西地区の高台を希望している方々を今度対象にですね、今度郵送とかではなくて今度個別に面談をまたさせていただいて、その意向の本当の再確認と、あと個別の生活再建の相談等をですね、なかなか郵送だと声が上がってくるのも限られますので、時間をかけて一人一人ですね、いや一世帯一世帯個別に面談を行うことを、今考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。3番……。

○3番（及川幸子君） 3番……。

○議長（星 喜美男君） ちょっと、もう済みません。1議題1回ということで、3回までということで、もう……（発言者あり）いや、もう続けて3回ということですので、済みません。ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この工程表を見ますと28年の上旬ということでですね、この集団の移転関係で、施設住宅あるいはみなし仮設等で生活しての方々の最近のね、声というの造成する前にお金がなくなるっていうんですよ。要するに土地を買って家を建てる蓄えてたお金がなくなってきたというようなね、お話をあります。そこでこの申し込みをしておって、その人数に合わせた造成計画を今立ててるわけなんですが、そういう方々のキャンセルが認められるのかどうかですね。原則的には、基本的にはそれは無理だということで今進んできでおったわけですが、震災から2年8ヶ月過ぎて28年の上旬までというと長い月日がたつわけですね、お金がなくなってしまうというのは切実な言葉かなと、そんな思いでお話を聞いております。そこでキャンセルが可能なのかどうかですね、それが私非常に心配してることです。その辺のところをお話を聞いていただければと思いますし、市街地の計画、以前からずっときて志津川地区の姿というものが徐々に見えてきておるわけですが、市街地という言葉、いろいろと前にも議論はしたんですが、歌津地区の伊里前の市街地ですかね、この計画といえば姿が全く見えてないんですね、今の段階で。いづごろ出てくるのか、見えるのかということなんですが、その辺のところも含めて。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 高台のほうのキャンセルできるのかというご質問に対しましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、今後ですね、今現在希望されてる方、全てリストアップして把握しておりますので、全、希望しての全世帯を対象に個別に相談させていただきます。今東地区希望してますけど、そのまま希望されますよねという再確認、あとはお金、生活再建の相談等々、できれば本心をお聞かせいただきながら個別の相談というのをさせていただきますので、その時点で判断したいなと思っております。

基本的にキャンセルにつきましては拒めるものは何もないのかなというふうには考えておるんですが、ただキャンセルしてもいつまでも仮設住宅におられる、いられるわけではないので、防災、高台に移ってもらうか災害公営に入っていただくかという意向確認はしていかなきやならないのかと思っております。（「伊里前」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから伊里前の部分については説明させていただきます。

ご案内のとおり、歌津地区につきましては、ここに入れる事業がないということで、当町ならず被災した15市町共通の悩みということで、これを盛んに国のほうに要望をしてございます。区画整理を入れるためには、都市計画決定をしなければならないなどといういろいろな約束事もございますので、現時点で伊里前地区の市街地をつくるという部分については、正直未定ということなんですが、一部の商店の皆さんとの意向調査をしたところ、10軒近くの方々からあそこで再開をしたいというような商工会のニーズの調査の結果も出ておりますので、できればそちらのほうへの何か事業をできないかという部分は今課内で考えておりますが、基本的にはあの地区だけではなくて戸倉の折立地区も同様の条件なんですけれども、今このこの部分について、どういう事業を入れられるのかということを検討しておりますので、具体的にいつまでという、そのタイミング的なところは今の段階ではなかなか申し上げられないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、今後は個別に相談して再建費用等も含めながら相談会をやっていくということですが、お金の相談されてもね、なかなか難しいと思うんです。個々のね、財布の中のことですからね、町がお金を貸すわけにもいかないしね、補助金をもっと上げることか、あるいは国からもっともっと出してもらうか、それぐらいしかないでしょう。単独で再建費用を出すというわけにはなかなか難しい、今決まっているのは家を建てた場合には200万までですか、ということしかないわけですから、その辺のところをですね。

それから、仮設に長くいたくてね、拒もうという人は一人もいないんですよ。早く出たいんです。早く出て新しい家を建てるなりね、あるいは住宅に入るなり、皆さん希望してるんですけどもね、キャンセルしたがらって何も長くいられるという考えは誰しもないですから、そういうことで、そうしますとキャンセルは可能だということですね。それによって戸数が変更になるということも考えられるという解釈でよろしいですかね。これから。はい、わがりました。そうしますと、今度は面積等も変わってくるのかなという感じもするんですよね、計画よりも。その辺がどのような推移でいがれるのか。その個別訪問で最終決定する日にちというか、期間はどれぐらいなのか。キャンセルの申し込み、まあキャンセルの申し込みっていうことはないんだな、キャンセルの期間がいつまで認められるのか、その辺もきっとやっぱり個別する際にね、町の考えとして打ち出していかないとなかなか住民の方々判断が難しいというふうに思いますのでね、やっていただきたいというふうに思います。

それから市街地、この計画にない市街地のこれからの、何でいいですか、計画といいますかね。そこでね、国からそういった関連の予算といいますか、これ新たにね、つくってもらうようにしかないと思います。今の段階では見当たらないということありますからね。その辺の規制といいますかね、国の規制というものを新たにつくるのか、緩和するのか、その辺よくわかりませんけれども、町の被災地の要望としての声を発信していかなければならぬんではないかなと私は思いますが、町長どうですかね、その辺の考えね。

で、まあ補助金も、いろいろな補助金なんかもあるでしょう、グループ化とかなんとかっていろいろあるんですね、この商店を再建するに当たってグループ補助とかいろんなあんですかね、そういったものがいつまでの期間が認められるのか。例えば今伊里前地区だけを今例に挙げて出してるんですが、あそこにかさ上げをしてね、道路も決まり、かさ上げもして商店を形成する土地がこれぐらいだらいいよという決定する時期にね、時期までにそういったいろんな補助金が制度が残っているのかどうか、それらも非常に心配するところでありましてね。やはりそうなってきますと公設民営というようなやり方も考えていかなければならぬのかなという思いで今いるわけです。あるいは町が建物を建てて民営というか指定管理者制度なども導入しながらね、やっていく方法もあるのかなという感じたしておりますが、その辺町長、この制度のないところでやらなきやならない、まあ戸倉地区もあるということですが、その辺町としてのこれから考え方、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度のない部分については、従来からお話してますように、いわゆる制度の緩和含めてですね、これまでもずっとその件については国のはうにお願いをしてございます。それぞれ担当、復興庁含めておいでになった際に町の要望書という形の中ではその辺強く働きかけておりますので、今後ともそういったお願いをですね、要望はしていきたいというふうに思っております。何とかその辺をクリアできないと、また大変だという思いがありますので、そこはしっかりと復興庁のはうにお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 市街地整備課長、キャンセルの件。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 個別の意向確認の時期なんんですけど、今準備してまして、年明けからですね、相当な人数、世帯おりますので、ちょっとグループ分けしたり、あと会場の段取りとかですね、そういうのをやりまして、年明けからできれば2月いっぱいぐらいまでかけまして、時間と人をかけてですね、何とか確認していきたいなというふうに考えてます。（「タイムリミット」の声あり）

タイムリミットにつきましては、その意向確認とりまとめまして、最終的な意向をもう一度整理しまして、どれぐらい相応の理由でどうしても高台のほうに移転できませんとかというのを把握した上で、何軒が計画戸数から減るのか、またふえるのかというのは、その時点でもう一度判断まだできますので、タイムリミットとしては造成工事、まだこれから本格化しますんですね、まだ大丈夫だと思いますが、具体には済みません、ちょっとタイムリミットというのは、まだ具体には考えてないんですけども、まだ間に合う時期というふうに考えてます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、造成工事が実際に始まる前にその意向調査を終わらせるということですか。そうじゃないの。今の話聞くとね、まだ間に合うというような、何に間に合うんだかわがんないんだけれどもね、だから例えば戸数が、キャンセルして戸数が減つたと、そのときには造成する面積も減るのがというごどなのっしゃ。そうすっと計画が変更なるでしょうということを今ね、ことなんです。だから、例えば造成する面積が変わらないと。ねえ。変わらないと。であれば戸数が、意向調査してね、戸数が減る、キャンセルするのは期間が大分伸びても構わないのかなという感じもするわけですから、その辺のところなんです。

それから町長ね、聞ぎだくないべげっともね、仕方ねんだね。これ職務柄ね、いろいろと国、県のほうに要請ね、してるのはわがってます。ところがなかなかね、動かない。なかなか動かないんで、動くようにするにはどうしたらいいがということを、被災する市町村と連携して、特に県知事さんにはよくよく相談してね、発信してもらうような形をしてもらわないと、何度も言つてもなかなかね、首を縊に振らないというのが現状でありますね。この災害を受けた地域に漁集という名称でからの地域づくりということで委託された業者さんも含めながら、これ役場の担当課のほうも一緒に行ってね、地区の方々からの希望、要望を吸い上げてる。まあ2回から3回ぐらいやってたんですが、ところが地域の方々が要望してのになかなか取り入れてもらえないような状況なんですね。

この間ね、ある地区、道路、県道も町道もかさ上げしてほしいと。防潮というかね、防潮堤が8.7メートル、ほんと低い道路だから通学路も含めた高台、少し高くしてほしいということをね、お願い何回もした。そしてね、なかなか進まない。変だなと思って県の土木のほうに連絡とったの。気仙沼の土木事務所おいでになりましたね、いやこんな要望したんだと、県ではどうなってますか。いや町から上がってこないと。いやそんなはずありませんよと、2

回も3回も部落夜集めて話したのにもかかわらずどうなってんだべねと。私も町議会議員の立場としてね、町の悪口を言いたくないし、ねえ、そうですかと、じゃこれからどうしたらいいでしようという話もしたところ、大いに陳情してくださいというんだね。陳情、地域の声としてどんどん出してくださいというような話しされましてね。まあ国のはうに行つてもね、国交省、これまで我々も何回も何十回も国のはうに陳情、要請いっぱいやってんだけども、ああいいごとです、陳情は大いにやってくださいと、地元の声を直接反映させてくださいと、そうしないと動かないからと、こう何度も言われてね、何度もやってんだけどもなかなか話ぱりでね、進まないのが現状でありますね。だから町長もいろいろお話をしているでしようけども、やっぱり何か別な手段を講じなければならないのかなと。今までのような陳情の仕方では国は動かないのかなという感じをするんでね、ひとつ県知事さんと検討しながらですね、進めていただきたいというふうに思います。

で、じゃ今のキャンセル、キャンセルっていえばなんだけども、土地の変更もあり得るのかどうか、今後の見通し。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、現在の造成のフレームというのが今の計画戸数で決まっていますので、仮に、仮になんですけど、これが減った場合は、もちろんその部分の造成というのはできませんので、そこの平らにするという造成は、造成工事としてはできなくなります。

ただ、地形的ですね、平らにしないだけで、結果的に高い山を削りますので、平らにならなくて切り土のり面になるとかということで全体の土地の大枠のフレームというのは、そう大きく変わらないというふうに考えてますので、この中で造成工事をまずやりながら最終的な意向を踏まえて、もう一度ここの中のフレームは決定していきたいなというふうに思っています。その時期が来年の2月末ぐらいまでに意向確認したいと思ってますので、それを踏まえてもう一度フレームのほう、フレームというか、フレームの中のさらに街区割とかを見直したいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

ほかに。6番今野雄紀議員。

○6番（今野雄紀君） じゃ、6番今野です。108ページの市街地の復興について何件お聞きしたいと思います。

まず、第1点なんですけど、この計画において先ほど前議員もいろいろ質問あったみたいで

すけど、国道とのかかわりについてお聞きしたいと思います。こういった計画の中で国道がどういったふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

ちなみに、現在ですと398号も入谷から来て、今いっぱいガソリンスタンドとか建つてるところも、どうして最初に真っすぐにならなかつたのかなんて、私内容がわからないからですけど不思議に思つてました。あと、例えば歌津の45号の橋もああいつたやつもどういうふうに計画が立つてゐるのか、迂回のような状況でずっと使われ続けてるというのも不思議に思つてました。

あと、もう一件、国道と復興に関してなんですけど、折立地区のクリーンセンター、こちらから行ってクリーンセンター過ぎたところの地盤が沈下したせいか波が高いと、いっぱい波をかぶるっていうんですか、そういった対処も現時点で国等に要望してるのでどうか、ちょっとこの際お聞きしたいと思います。

あと、もう一点なんですけど、CM方式でゼネコンさん使ってのかさ上げしての復興計画なんですけど、これには私っていうか、創造的な復興計画を望んでいたわけなんですけど、どうも見る限りではありきたりって言つたら一生懸命やって失礼なんですが、57億を使ってのこれから市街地をつくる夢つちゅうですか、それが余り感じられないもんですから、これからちょっとお伺いしたいと思います。

そこで、町長、この前の選挙のときに公約の大きな点として防災都市としての機能を充実と、あともう一つ交流人口をふやしていくまちづくりということを挙げておられました。そこで、当町は三陸復興公園の予定地から何か外れた、外れたのかどうかわかんないですけど、なくなつたつちゅうことを聞いたんですが、そこで自然の回復力を生かして復興を進め、これから起きる災害に対処できるグリーン復興という、まさに復興と環境の共存を図る復興があると聞きました。そういったやつを目指せなかつたのかということと、あとこの計画にある自然体験ゾーンというところのもう少し詳しい計画をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興国立公園、来年の2月がこちらのほうまで入つてくるということで、枠組みの中に入つていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 国道は。建設課長。

○建設課長（三浦 明君） 国道について、2点ほどご質問ございましたので、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

まずもつて伊里前地区でございます。これまで伊里前地区の国道につきましては海の上を橋

をかけてですね、通ってきたわけでございますけども、ご存じのように地盤沈下等がございました。それから落橋したということがございまして、さらには防潮堤の高さが8.7という値が示された結果ですね、実は国道の路線高よりも防潮堤が高いと、一部では防潮堤と国道が交差するということがございまして、国道については内陸側につけかえをするという計画で現在進んでるところでございます。

それから、クリーンセンター前の越波の部分でございますが、これにつきましては震災前からですね、国のはうにはお願いをしておりますし、震災後特に地盤沈下により通行にかなり支障が来ておりますので、それぞれ要望をしてるところでございます。まだ具体にいつやるかという回答はいただいてませんが、対策を練るということでご回答はいただてるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 緑色の部分の自然体験ゾーンについてですけど、これは今の時点での検討のイメージというか、検討段階なんですが、自然回復を意識した観光農園、市民農園などを整備すると。整備した上で体験農業用地として確保したいと。具体に言えば震災前にですね、戸倉のほうにありました自然環境活用センターのようなものを再建したり、観光農園的なものを新設したりということで現在計画しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀議員。

○6番（今野雄紀君） この計画についてなんんですけど、国道の、私、今の答弁でちょっとわかりづらかったんですけど、国道はどの時点で決まっていくのか。計画との間で、今の既存の国道のままこの計画が進められるのかということも、もう一回聞きたいと思います。

それで、伊里前地区のほうはわかりましたけど、戸倉の45号に関してなんんですけど、課長から国に要望して対策を講じてるということを聞いたんですが、できれば簡易的な形でもいいんで具体的の、急いで対策をしてほしいと思います。

あと、計画のほうなんんですけど、先ほど前議員も言ったように計画のない市街地の対策というんですか、それも私先ほど言ったグリーン復興とかが検討なるんじゃないかと思いますので、その件に関しても聞きたいと思います。

あと、自然体験に関してなんですが、以前あった活用センターとか、あと観光農園というところなんんですけど、それで果たして交流人口がふやせていくのかということが疑念に思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 明君） クリーンセンター前の波の影響、簡便な方法で早くというご質問で

ございますけども、基本的にはそうなりますと大きい土のうを置くのが一番早いかなというふうに考えますが、そうしてきたときに幅員が狭くなると、それから当然耐久性の問題もございます。大変ここは心苦しいんですが、いましばらく国のはうの抜本的な対策を待つしかないのかなというふうに考えております。我々の立場とすれば一日も早く、その具体的な対策を実施していただきたいというお願いをするしか方法がないといいますか、私の回答はそういう状況になるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点、町のまちづくりの計画がないのでなかなかわかりづらいというようなことですが、今こここの108ページの資料にゾーニングごとに決まっているんですけど、今まさに今度は先ほど申し上げましたように商工会の方々にこの間ニーズ調査をしたり、あるいはグループ補助を使って市街地に工場を建てられるというような方々との具体的な作業をしながら最終的にこの場所にこういう施設、この場所にはこのようなものというふうに色づけをつけてまいります。今盛んにその作業をやっているところですので、もうしばらくお待ちをいただければと思います。

また、議員ご指摘のグリーン復興という制度そのもの、私も今初めて聞きましたので、これからちょっと勉強してまいりたいと思いますので、あしからずご了承ください。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀議員。

○6番（今野雄紀君） 国道45号の折立の件に関しては、土のうを積む等の今課長答弁ありましたけど、ここは私も先ほど以来景観云々ということで発言してましたけど、こういった状況においては、例えば景観が少し悪くなても、ほんの一部分ですので、外からループの端の何か柵があるでしょう、ああいったやつとかでも防げるんじゃないかと思うんですけど。

あと、もう一件はグリーン復興ということなんんですけど、実は私もきのう知りました。新聞に出てましたんで、これは使えると思い、まだ私も研究不足だったんですけど、復興と環境の共存を図るということで、私、以前から高い防潮堤は余り思わしくないという思いもあつたもんですから、こういったやつをもし導入していただければ何とかなるんじゃないかと思っての質問でした。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 明君） 土のうではなくて合成樹脂を使ったそういう波を防ぐ方法があるんじゃないかというご質問だと思うんですが、実は荒天時、天気が荒れたとき、波が高いとき現場に行ってみると波だけではなくて、どうも石が飛んでるケースもございます。そうし

ますと合成樹脂の板ではですね、なかなか耐久性に問題があるのかなというふうに考えておりますので、なかなかその採用は難しいかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第105号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第107号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、暫時休憩をいたします。再開は5時50分といたします。

午後5時37分 休憩

---

午後5時50分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第34 議案第113号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第34、議案第113号平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第113号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、志津川市街地の整備促進を進めるべく債務負担行為の集約化を図ったほか、緊急性、特殊性のある事業について所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは細部説明を行います。

まず、2ページの議案書部分をごらんいただきたいと思います。今回歳入歳出それぞれ3,500万を追加して746億4,900万ほどの予算総額になります。前年度の11月の段階と比較いたしますと23.3%の増、金額にして141億1,000万増加してございます。

また、746億の内訳でございますけれども、通常、いわゆる通常分といわれる部分が9.1%の67億9,000万、震災復興分が90.9%、678億8,500万、このような形になってございます。

では、続いて債務負担行為の補正の説明を行います。第2表債務負担行為補正をごらんください。5ページです。

先ほどご決定いただきました議案第105号から109号まで、これはUR都市再生機能との業務委託契約でございましたけれども、これについては既に当初予算計上済みの債務負担行為に係るものになりますけれども、復興市街地整備課長が議案審議の際、ご説明申し上げましたが、今後第7次の復興交付金の配分が予定されております。したがいまして、それとともに各地区ごとの事業の見直しと集約化を図る必要が生じまして、いわゆる事業名称の変更とともに事業ごとに事業費の増減が発生したために今般新たに債務負担行為の追加を設定するものでございます。

したがいまして、当初予算で設定した債務負担行為については、事業集約化ということで今回設定する債務負担行為に形的には包含されると考えていただきたいと思います。

第2表をごらんいただきますと、志津川東地区津波復興拠点整備事業のほか、業務委託を含め5つの事業に集約いたしまして限度額の総額を268億6,000万円とするものです。当初予算で設定した限度額と比較して8億増加してございます。

また、業務の期間でございますが、高台移転に関する事業が全て平成29年度までとなっておりますが、議案関係参考資料112ページ、最初の議案関係参考資料112ページの工程表にも記載してございますとおり、平成27年度から順次完成した宅地の引き渡しを進めていくということでございますので、業務委託の事務手続の関係上、この期間につきまして平成29年度としてございます。

また、低地部の区画整理事業は、最終の換地処分が平成30年度まで見込まれるために、同様に期間については平成30年度に設定させていただきました。

続いて、執行予算の説明を行います。9ページの歳入をごらんください。

9款地方交付税1項地方交付税に今回震災復興特別交付税1,550万追加いたします。基本は交付税でございますので一般財源でございますが、性格的には特定財源と同じでございます。財源充当については、歳出で説明いたしますが、松原公園の災害復旧業務、これに100%、900万円を充当いたします。残りの650万につきましては、防災集団移転促進事業の業務について事業費の4分の1、650万円を充当いたします。

17款の繰入金、復興交付金の基金の繰入金1,950万計上いたしました。防災集団移転促進事業、事業費が2,600万になりますが、この4分の3相当、1,950万円を基金から繰り入れます。

続いて歳出でございます。

1款の議会費55万8,000円、3節の職員手当等、11節需用費計上してございます。これは今回の選挙の改正に伴う不足見込み額を計上してございます。

2款の徴税費、総務費の徴税費でございますが、23節の償還金利子及び割引料の900万、過誤納還付金でございます。これは前年度所得に係る修正申告によりまして町県民税等の還付が生じているために今回900万を追加補正するものでございます。

10款災害復旧費の都市計画施設災害復旧費に13節委託料で900万計上いたしました。歳入でご説明したとおり松原公園災害復旧設計等業務委託料になります。これは松原公園機能の助作付近への移転再建に向けた設計業務を実施する内容でございます。全額を震災復興特別交付税で充当いたしてございます。

11ページをごらんください。12款復興費の復興管理費でございます。8節報償費と14節使用料及び賃借料に合わせて91万計上してございますが、これは来月、戸倉地区の藤浜団地が竣工いたしますので、その竣工式に伴う必要経費を計上させていただきました。

12款の5項の復興土木費、防災集団移転促進事業費でございます。13節の委託料に2,600万、防災集団移転促進事業調査等委託料として2,600万でございますが、これは年度内に造成完了が見込まれる団地に係る用地確定の測量業務の委託料でございます。年度内は藤浜団地、荒砥、平磯、袖浜団地、港団地、これらの団地が完成見込みでございますので、この確定測量の業務を計上してございます。

17節の公有財産購入費と22節の補償補填及び賠償金で7,000万ずつ増減で組み替えをしてございます。これは土地と一体となる立木等の取得に係る支出につきましては、22節での執行という形で指示が国のほうからございましたので、用地費から22節のほうに7,000万ずつ組み替えをする内容でございます。

最後、予備費につきましては、財源調整のために行う形で調整させていただきました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 10番山内です。10ページちょっとお願いします。10ページ。災害復旧費ですね、この中の先ほどお話ありました助作付近に松原公園機能を移転するようなお話しでしたんですが、内容的にはちょっと余り詳しくはいいんですが、どのようなイメージです

のか、その辺お尋ねしたいと思います。

次のページでですね、22節の補償費ですか、賠償金ですか、これ防災集団移転事業に係る促進事業の立木補償費となってますが、これはどの辺で何のためというか、これは防災集団のためでしようけれども、その辺ちょっとお尋ねしたい。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 1点目の松原公園災害復旧設計業務委託費につきましては、どのような施設かということについてご説明いたします。

基本的には災害復旧ですので原形復旧ということで、旧松原公園にありました遊具施設、陸上競技場、野球場などあのまんまのもともとの松原公園、面積的に約2.3ヘクタールなんですが、それをそのまんま動作のほうに原形復旧するというような中身になっております。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 防災集団移転事業の立木等補償費の関係でございますが、従来防集やる場合の立木あるいは物件ですね、建物とか、あるいは庭木とかある場合に関しては、全て22節の補償費で対応願いたいということで復興庁のほうから指示ございまして、それに伴う財源の組み替えをしたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今課長からお話しいただきましたですね、この松原公園機能の復旧というものは原形復旧ということでグラウンド的なものをつくるということで、大変これは町民にとって憩いの場になっていいと思います。

ただですね、私、前からちょっとお話したと思いますが、いわゆる環境保全という形のんですね、やはり周りが防潮堤とか工作物、コンクリの工作物のようなものがある中ですね、やはり癒しのイメージといいますか、そういったものが必要だと思います。そういった中で例えば松原公園ですから松とかそういった植栽をするのかどうか、あるいはどういったものを考えてるのか、その辺お願いしたいと思います。2.3ヘクタールもありますから、かなりの面積だと思いますので、その辺。

それから、2点目のほうはですね、わかりました。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 公園のほうに松のような木ということなんですが、先ほど説明したとおり基本的に原形復旧ということですので、もともとあった松原公園の中で松、生えていた松を町が管理していたものであれば原形復旧、同じものを、松は原形復旧できま

せんので、それにかわるものを町として植栽可能だと思いますが、その辺を、この調査でもう一度どこまでを施設として管理していたかというのを整理しまして災害復旧に当たりたいなというふうに思ってます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） そうするとまだこれからの設定でしょうけど、町としてのイメージっていうのは持っていないんですかね。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） イメージといたしましては、今、旧、震災前にあった松原公園がそのまま高台のほうの助作のほうに復旧されるというイメージ。

で、まるつきりじや同じような景観、その松林も含めてですね、そういったものも復旧されるのかということにつきましては、今後どういうふうに管理されてたかというのをこの業務で調査しまして災害復旧で可能であれば災害復旧で復旧したいなど。じや可能じやなかつた場合どうするかというのは、区画整理の中で事業としてそういうものが植えられるのかというのはちょっと事業の中、もう一度検討させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 繰り越し明許でない、何だ、債務負担行為補正等もありまして復興予算ということになりますが、昨年度事業が執行できなくて今年度に繰り越し明許で繰り越した事業の進捗率、現段階で何割ぐらいなってるのか。さらに、また来年度に事故繰り越しをする予定といいますかね、どういった事業がそういう見込み、見込まれているのか。それから、今年度の昨年度から来た繰り越し明許から事故繰り越しになった事業の進捗率といいますかね、これは今年の3月までに完了しなければならないわけですから、そういった進捗状況といいますかね、果たしてどういうふうな見通しなのか。

それと、以前にももらってあったんですが、いろんな復旧事業に、復興事業に関連する工程表ですかね、新しくできてるのかどうか。工程表、今の段階で見込みとか予定表があるわけですけどもね、そういったものが配付できるのかどうか。多分あるわけでしょうから、コピーすればばっと渡されんだけどもね、その辺どうなってますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 繰り越しの関係でございますけれども、繰り越し明許の事業につきましては、ちょっと申しわけございませんけれども全部集約してございませんので、これはまた次の機会にご報告する機会を設けさせていただきたいなというふうに思います。

24年度からの事故繰り越しの事業について掌握してございますので、ちょっとこの部分を報告させていただきます。

まず、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理委託事業でございます。24年度から25年度に事故繰り越しとして4億3,500万繰り越しましたけれども、これは10月末に完成してございます。

次に、農道災害復旧事業として切曾木地区の橋梁災害復旧工事1,725万繰り越ししてございますが、これは7月末に完成してございます。

大きなのが漁港施設の災害復旧事業で、5つの漁港で10の工事、これを事故繰り越ししてございます。事業費で7億2,400万事故繰り越ししてございますが、個別に申し上げますと、ばなな漁港と葦の浜漁港、順調に推移してございますけれども、来年の2月末に完成見込みでございます。荒砥漁港につきましては、来年の1月末完成見込みでございます。水戸辺漁港は完成いたしてございます。津の宮漁港につきましては、今月末関係見込みという形でございます。以上でございます。（「工程表」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 工程表、現在9月定例会で一旦お示ししたものとですね、1団地ぐらいがちょっと若干、先ほどご指摘のありました石浜名足地区の団地が1カ月ほど若干後に動いている程度というふうな変更の部分はございますが、改めて12月定例会等でお出ししたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすっと繰り越し明許の事業進捗というのは、今の段階ではわからぬいということですね。大まかでもいいがら何割ぐらいどがってわがんないですかね。やっぱりこういうのっていうのは常にわがるようにしておがねげなんねんでねですか。大まかでもいいがらね、例えば今の段階だと7割ぐらい終わってるどがっしゃ、個別に細くなにはいいがら、あるいは8割ぐれだと、この調子でいくど2割ぐらいまた事故繰り越しなのがなとがっさ、そういうぐらいは把握しておがないで、あんだだちなにやってんの。震災を受けてね、ほだがら復興がおぐれんですよ。まだ議会のせいにされますよ、おぐれっと。

それから、その事故繰り越しの10漁港のばなな、荒砥、水戸辺、津の宮ですか、そうしますとあとはまだ残ってるやつがあるんですかというごどなのっしゃ。それが今年度3月末までに完成ができるのかという心配なんですよ。それを聞いてんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 明君） それでは、漁港の工事の進捗状況を私のほうからご説明をしたいと

思います。

先ほど総務課長が申し上げましたのは事故繰り越しをしている5つの漁港の進捗状況でございます。残り14ございますので……（発言者あり）19漁港ございますので、そのうち5カ所については事故繰り越し、残りの14カ所については明許繰り越しというような手続になっております。

北のほうから順次ご説明、お話していきたいと思います。

まず、港漁港でございますけども、物揚げ場と今その背後の用地と道路の工事をしているわけでございますけども、ほぼ約6割の出来高となっております。

それから、次の田の浦漁港でございます。物揚げ場については約8割方の、8割の出来高でございまして、背後の道路用地については、約6割の出来高という状況でございます。

それから、石浜漁港でございますが、物揚げ場2カ所ございますけども、約55%の出来高ということでございます。背後の道路等につきましても、約4割という状況でございます。

次、稻渕漁港でございます。物揚げ場につきましては9割の進捗でございまして、背後につきましては、約6割の進捗という状況でございます。

館浜漁港につきましては、物揚げ場は95%の進捗でございます。背後については、約6割の進捗という状況でございます。

それから、寄木漁港につきましては、物揚げ場85%の出来高でございまして、背後につきましては、65%となっております。

志津川地区にまいりまして、細浦・志津、2つちょっと大変、個別にちょっと出してないもんですから、一応7割の出来高ということで考えております。

そして、平磯漁港でございます。物揚げ場については7割の出来高、進捗でございまして、背後については、約50%の出来高でございます。船揚げ場につきましては、約80%の出来高でございます。

そして、折立でございますけども、物揚げ場につきましては52%、背後につきましても同様でございます。

滝浜漁港でございます。98%の出来高でございます。

藤浜漁港につきましては、これにつきましても98%、ほぼ完成でございます。

長清水漁港、82%でございます。それから、寺浜漁港につきましては約7割の出来高という、まあ概算でございますが、そういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 繰り越し明許の事業が全部で24年度から20事業ございましたので、計算書の説明を6月の定例会で行った際にそれぞれの予定の竣工予定日申し上げましたけれども、大体現在で全体では70%ぐらいの進捗率というふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 建設課長ね、事故繰り越しの分については、何か事故繰り越しの明許繰り越しとかっていう話、事故繰り越し聞いたのね。（発言者あり）だから年度内に事故繰り越しした分は完成ができるのかという、心配だというごど語ってんの。事故繰り越しした分、昨年度からね、昨年度は繰り越し明許としてやったのが、やった分でことし事故繰り越しで上げたやつ、上げたって繰り越したやつあるでしょうと、ねえ、それが年度内に終わるのかと、大丈夫かということ。そういうことなんです、私聞いてんのは。

で、ほら、今知事さんね、財政法の改正で国のほうに申し入れをしてたということでね、どこの市町村もなかなか事故繰り越しをしたが、その年度内に事業が終わらないから、その法律を改正してくれと。その事故繰り越しの期間とかなんとかというのは財政法で何かうたわれてあるようなんで、その財政法を改正してほしいということを今盛んにやってると。ただ、それ国会でどうなるか、まだ見通しもつかないわけですからね。今11月でしょう。12、1、2、3、これ完成ですから、そこを心配しているんです。できない場合、どうなるのかということなんだね。そこを心配してんですよ。今の段階で確実に3月末までには終わりますよと、事故繰り越し分は終わりますよということであれば心配ないんですけどもね、その質問なんですよ。

○議長（星 喜美男君） あの課長、5漁港の10事業ってやつを知りたいと。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最初に答弁いたしましたとおり、5つの漁港の10工事、ばんな、革の浜、荒砥、水戸辺、津の宮、この漁港の工事につきまして事故繰り越しした内容でございますけれども、これは全て年度内完了が見込まれてございますので、事故繰り越しの事故繰り越しは想定はないだろうというふうに見込んでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第35 議案第114号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第35、議案第114号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第114号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫補助金を、歳出においては公共下水道施設災害復旧費を、それぞれ増額補正するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。補正予算書の20ページ・21ページをお開き願います。

今回の補正は、県営伊里前漁港の災害復旧に伴いまして町向地区の、ここに敷設しております下水道管路等が今回の災害復旧工事において支障になるということから管及びマンホール等を撤去する工事でございます。2月までに工事を終えるというふうな格好で今回補正したものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第36、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決しました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第9回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後6時22分 閉会